

第2章 米 国

内国民待遇

(1) 港湾維持税

米国は、米国内の港湾を利用する者(荷主)に対し、貨物(輸出入及び一部国内貨物)の0.125%(1990年までは0.04%)にあたる従価税を賦課する制度を1987年から実施している。

本制度においては、輸出品については、関税と同時に徴収されているため捕捉率が高いが、輸出品及び国内貨物については、四半期ごとに船主又は輸出者により自主的に納入されることとなっており、捕捉率が低い。また、国内貨物の一部(①四半期当たり1万ドル以下の支払い、②アラスカ・ハワイその他の属領との交通、③魚類の荷揚げ等)については免除が認められているが、輸出品には免除は認められていない。

本制度は、WTO協定上、輸出品への従価税の形式をとっているため、関税譲与表に記載されている以上の税を輸入に際して課していることになることからGATT2条(関税譲与)、輸出品と輸出品との間の捕捉率の違いや免除の有無の点でGATT3条(内国民待遇)、港湾等の維持の費用以上に手数料を徴収していると考えられることからGATT8条(輸出入に関連する費用)に違反する可能性がある等の問題点がある。

詳細は2016年版不正貿易報告書111頁参照。

(2) 1920年商船法(ジョーンズ法)

<措置の概要>

米国政府は、1920年商船法(ジョーンズ法)に基づき、米国内の旅客・貨物輸送について、(i)米国造船所で建造された、(ii)米国籍の、(iii)米国民所有で、(iv)米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認めている。結果として外国製船舶の輸入が阻害されることとなり、また、船舶による輸出品を米国内で海上輸送する際にも積替が必要となることも貿易障壁となりうる。

2022年12月23日、本法の適用除外に関して変更を加える法律が成立した。主要な変更点は、①本法の適用除外を判断する際、米国船舶の稼働率を適時的に調査することが禁止された点、②国土安全保障省(Department of Homeland Security)ではなく大統領に対して、本法の適用除外を単独で判断する権限が付与された点、及び③本法の適用除外に関する情報の透明性及び伝達性の向上が求められた点の3点である。なお米国政府は、2026年3月に、中東での石油等のサプライチェーン上の問題に対応するため、特定品目の輸送について60日間にわたり同法の適用を一時的に免除することを決定した。

<国際ルール上の問題点>

本法は、GATT3条(内国の課税及び規則に関する内国民待遇)及び11条(数量制限の一般的禁止)に違反すると思われるが、GATTの暫定的適用に関する特則により、米国は本法を維持してきた。ウルグアイ・ラウンド交渉では、米国以外の加盟国は上記特則がGATTでは引き継がれない点を受け入れたが、米国が上記特則の内容の維持を主張したため、最終的に1994年の関税及び貿易に関する一般協定(1994年GATT)のパラグラフ3(a)に例外条項が置かれ、引き続き米国は本法を維持した。しかしながら、WTOの基本原則に照らせば、本法は、内国民待遇及び数量制限の一般的禁止の観点で問題がある。

数量制限

(1) 輸出管理制度

<措置の概要>

①EAR (Export Administration Regulations)

米国では、武器品目の輸出は、1976 年武器輸出管理法及び司法に基づく国際武器取引規則によって管理されており、他方、軍用途等に利用可能な民生品目（いわゆるデュアルユースアイテム）の輸出については、輸出管理規則（EAR: Export Administration Regulations）によって管理されている。

EAR は、米国からの貨物、技術、ソフトウェアの輸出に加え、一定の場合には、第三国からの輸出（＝再輸出）及び同一国内移転（以下「輸出等」とする）にも適用される。輸出等の対象となる品目とは、①米国原産品目、②米国原産比率が 25 %（テロ支援国家等が仕向け先の場合は 10 %）を超える外国製品、③半導体の設計又は製造のために特別に設計したソフトウェア等、一定の分野における米国原産ソフトウェア・技術から直接製造された外国製品、④一定分野の米国原産のソフトウェア、技術から外国で直接的に製造されたプラントまたはプラント主要部分によって外国で製造されたものである。なお、EAR に基づく輸出管理のうち、上記③・④を対象とするものを直接製品規制（FDPR: Foreign Direct Product Rule）という。

EAR は、①リスト規制、②エンドユース規制、③エンドユーザー規制から構成される。具体的には、①商務省の規制品目リスト（CCL: Commerce Control List）に掲載されている汎用品・技術の輸出等、②大量破壊兵器等特定の用途で用いられる汎用品・技術の輸出等、③エンティティリスト（Entity List、米国の安全保障・外国政策上の利益に反する外国の主体のリスト）等の特定のリストに掲載されている者への輸出等に際して、それぞれ許可が必要とされている。なお、CCL に記載されている汎用品・技術であって、②③に該当しないものについては、例外規定（許可例外）に該当すれば、許可が不要とされる。

②ECRA (Export Control Reform Act)

EAR の根拠規定である輸出管理改革法（ECRA: Export Control Reform Act）には、規制対象技術として新興・基盤技術を追加すべき旨が盛り込まれており、既に 37 品目の新興・基盤技術が規制の対象となっている。2020 年 1 月には、商務省が例示した新興技術 14 分野のうち、地理空間画像分析の自動化ソフトウェア（AI 関連）に関する独自規制が暫定導入された。2019 年には、ECRA において、大量破壊兵器とその運搬手段だけでなく、特定の「外国の軍事情報サービス」に関連する「米国人」の活動を管理することが認められ（米国人ルール）、EAR で詳細を定めることとなった。2022 年には、この米国人ルールを根拠に、米国が定める懸念国での、米国人の先端半導体製造施設におけるサービス・メンテナンス活動が規制されることとなった。

2025 年 8 月には、「輸出管理の透明性向上による米国の優位性維持法」の成立によって ECRA に新たな条項が追加され、EAR の対象となる物品の輸出等に関するライセンスの発行状況やエンドユースチェック等の執行措置について、産業安全保障局（BIS）による連邦議会への報告が義務付けられた。

<懸念点>

米国の輸出管理制度のうち再輸出の管理については、下記の観点から懸念がある。

①実務上の懸念点

我が国を含め、ワッセナー・アレンジメント等の輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、米国の規制とあわせ二重の規制を課す事は不必要であり、輸出者に過剰な負担を強いることとなる。加えて、米国の輸出者は、再輸出管理の対象品目一般について、インボイスにその旨を記載したステートメントを含める義務があり、また、集積回路、電子計算機等に関連する一定品目については、インボイスに当該品目の輸出管理品目番号（ECCN）を付す義務はあるが、輸入者にとっては、輸出品目に関する十分な情報を入手できず、第三国に再輸出する際の品目の特定や規制の該非判定が困難となる可能性があり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害されるおそれ

がある。

②国際ルール上の問題点

米国の再輸出管理制度の適用範囲は非常に広範であり、米国が制裁対象とする国や企業と取引を行うか否かは、基本的には各事業者及び当該事業者が所在する国の判断に委ねられるべき問題であり、米国が自国領域を越えてかかる判断に規律を及ぼそうとすることは、一般国際法上許容されない管轄権行使となるおそれがある。

米国の再輸出管理制度については、企業活動や研究活動を不当に阻害することのないよう、慎重に産業界や学术界の意見が取り入れられる必要がある。また、日本をはじめ国際輸出管理レジームに参加し、十分に実効的な輸出管理を実施している同盟国・パートナーに対しては、事前の調整や通知を行うことで、不当な措置を抑制するとともに、措置を実施する場合であっても予見可能性が確保され、関係国間の公平な競争環境（レベル・プレイング・フィールド）が確保される必要がある。

実際に、米中の輸出管理域外適用については、2020年10月、産業界10団体の連名で、米中による輸出管理措置の応酬について政府レベルでの対応を求める要望書が経済産業省に提出された。

<最近の動き>

AIについては、2025年5月に米国商務省（DOC）が、AIチップに関する輸出管理強化策として、一部中国製ICの使用がEARに違反する可能性がある旨の警告等を行うガイダンスを公表した。2025年7月には、AI行動計画と輸出促進に関する大統領令によって、懸念国への輸出防止や半導体製造の輸出管理強化のため、AIチップに位置情報識別機能を搭載させる方針等が示され、また米国AIの輸出パッケージ開発・展開を支援するプログラムの創設実施が指示された（2025年10月には実際に同プログラムの開始が発表された）。他方、2026年1月には、中国への輸出許可申請の審査方針を原則不許可（presumption of denial）から個別審査（case-by-case review）に変更し、その申請に当たりいくつかの要件の証明を義務付けるなど、規制の一部が緩和された。

また、エンドユーザー規制に関連して、2025年9月に、VEU（Validated End-User）認可リストから一部中国企業が除外され（包括輸出承認の取消し）、エンティティリストについては、同月に軍事転用を図るため米国原産技術の取得を試みたこと等を理由として中国23件等が追加されるとともに、エンティティリスト掲載事業者が50%以上所有する事業者もEARの対象となった（50%ルールについては2026年11月9日まで1年間停止された）。同年10月にも、イラン関連制裁の一環として、中国19件等が追加された。

過去の動きについては、2025年版不公正貿易報告書76頁参照。

(2) 丸太の輸出規制

<措置の概要>

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990年に発効した「Forest Resources Conservation and Shortage Relief Act of 1990（1990年森林資源保全及び不足緩和法）」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイを除く西経100度以西の連邦所有林および一定の条件の下での州有林や公有地からの未加工の丸太輸出が禁止されている状態にある。ただし、政府が一定数量に限り、国内加工業者が活用しない余剰材として認定した場合には輸出可能としている。

<国際ルール上の問題点>

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置（GATT 20条（g））等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めたGATT 11条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中で丸太の輸出規制であるため、GATT 20条（g）では正当化されず、GATT 11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

当該措置について今後も注視していくとともに、必要に応じて二国間協議等の場を通じて米国に対して是正を働きかけていく。

関税

(1) 関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 II 部第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

関税法（Tariff Act of 1930）、税関近代化法及び関連法規において、一般税率（NTR 税率）、特別税率（FTA、GSP など特惠税率）、法定税率（特定国に対する税率）及び特殊関税（相殺関税、AD 関税）などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日米貿易協定税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品などに対する関税優遇措置（関税払戻制度、関税減免措置）がある。

米国の 2024 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 3.2% であるが、ゴム、皮革及び履物（最高 56%）、鉱物・金属（最高 38%）、衣類（最高 32%）、輸送機器（最高 25%）等の高い譲許税率が存在する。特にトラックについては、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は 100% であり、2024 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 3.1% であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結した ITA 拡大交渉（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、米国は、2016 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、マイクロフォン等の部分品（8.5%）、双眼顕微鏡（7.2%）、フォトレジスト（6.5%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2019 年 7 月までに撤廃された。日米貿易協定は 2018 年 9 月の首脳会談において発出された日米共同声明に基づき、2019 年 4 月から関係間の交渉が開始され、同年 9 月に最終合意がなされた。具体的には、日本は有税工業品を譲許せず、米国は鉱工業品の一部について、関税の即時又は段階的撤廃、削減することに合意した。同年 10 月に本合意内容で署名し、同年 12 月に公布及び告示し、2020 年 1 月に発効した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた措置については、「一方的措置・域外適用」の（1）<最近の動き>①を参照。

(2) 時計の関税算定方法

<措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額を i) ムーブメント、ii) ケース（外装）、iii) ストラップ・バンド・プレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類（8 桁）に対する関税率は設定していない。

また、これらの完成品構成部品は米国の 91 類関税率表で Statistical Notes により Statistical Suffix として HS コード 9 桁目・10 桁目が一方的に制定され、それに従うことが求められている。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡

素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に沿ったものであり、WTO 協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法や HS コードの独自設定は貿易事業者にとって過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は、現在ごく僅かしか流通していない機械式時計を前提として、電気駆動式時計にも拡大適用されたものであり、流通実態を反映していない。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、本問題を議論し、2004 年 6 月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告したとされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002 年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTO における TPR 対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。

なお、日本も交渉に参加していた環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定において、2015 年の大筋合意により、腕時計に係る米国の関税は発効後即時撤廃される見通しとなっていたが、米国が TPP 協定からの離脱を表明し、2020 年 1 月に発効された日米貿易協定においても米国の関税撤廃対象品目とならなかったため、本件は引き続き、課題として残ることとなった。

アンチ・ダンピング

米国の AD 調査は、調査当局による情報開示が積極的に行われており、制度の透明性が高いため、利害関係者が調査の進捗や問題点を把握して意見を提出する機会が確保されている。他方で、米国の AD 措置の運用そのものに関しては、一方的・保護主義的な側面も見受けられるため、今後も協定整合性の疑いがある措置の是正を求めていくことが重要である。例えば、日本製熱延鋼板に対する AD 措置については、WTO 紛争解決手続 (DS184) を経て、AD 措置自体は撤廃されたが、all others rate の算出方法を規定する米国 AD 法に関する WTO 勧告の完全な履行は未だ行われていない (詳細は 2016 年版不正貿易報告書 122 ~ 123 頁参照)。

(1) バード修正条項 (DS217/DS234)

バード修正条項は、輸入品に対する AD 税・相殺関税の賦課により米国政府が徴収した税額を、当該 AD 税・相殺関税賦課措置を申立て・支持した米国内の生産者等に分配する法律であり、AD 措置及び相殺措置の保護貿易効果を拡大させるとともに、AD 措置及び相殺措置の申請を増加させる効果を有するものであったことから、2000 年 12 月、我が国は EU 等とともに米国に対し WTO 協議要請を行った。2002 年 9 月、AD 協定及び補助金協定違反を認定するパネル報告書が発出され、これに対する米国の上訴を経て、2003 年 1 月、上級委員会も同協定違反を認定する報告書を出した。

しかし、米国が 2003 年 12 月末の履行期限までに勧告を履行しなかったため、2004 年 1 月、我が国等は DSB に対抗措置の承認申請を行い、当該対抗措置の規模に関する仲裁手続を経て、2005 年 9 月に我が国は対抗措置を発動した。その後米国は、2006 年 2 月、バード修正条項の廃止を定める 2005 年赤字削減法を成立させたが、同法は、2007 年 10 月 1 日まで同条項を維持し、同日より前に通関された物品について徴収された金額は、その後も引き続き分配を行うことを内容とするものであった。そのため我が国は、2006 年より 2013 年 10 月 1 日までに、対抗措置を延長したが、その後、分配額が僅少だ

¹ 例えば、米国商務省のウェブページ (<http://trade.gov/enforcement/operations/>) では、AD 調査に関する法令、マニュアル、質問状のひな形などが公表されている。国際貿易委員会のウェブページ (https://www.usitc.gov/trade_remedy/731_ad_701_cvd/investigations.htm) でも、同様の資料が公表されている。

ったこと等から、2014年以降、対抗措置を延長せずその権利を留保している。

今後も、2007年10月1日より前に通関した物品についての徴収額の分配が継続する可能性があるため、米国による分配額等を踏まえつつ対抗措置を検討するとともに、引き続き米国に対し、同条項に基づく分配を速やかに停止し、WTO協定違反の状態を完全に解消するよう強く求めていく²。詳細は2017年版不正貿易報告書70-72頁参照。

(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定

<措置の概要>

米国では、ある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い（ダンピングしていない）場合、加重平均値を算出する際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた（図表I-2-1参照）。これをゼロイングという。

<国際ルール上の問題点>

ゼロイングについては、2001年3月、EUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置の事案（DS141）において、上級委員会により、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均を比較してダンピング・マージンを算出する際（いわゆるW-W方式）にゼロイング方式を用いることがWTO協定不整合と判断された。しかし、米国は、ゼロイング方式がWTO協定違反であると認定されたのは、当該個別のケースに限られ（as applied）、ゼロイング方式そのもの（as such）がWTO協定違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイング方式を適用していた。

そのため、ベアリング産業をはじめとする我が国産業は、ゼロイングを用いて算出された税率でAD課税を受けてきた。そこで、我が国は、2004年11月、日本製鉄鋼厚板やボール・ベアリングをはじめとする13件のAD措置における米国のゼロイング方式の適用及びゼロイング方式それ自体等がWTO協定違反であるとして、米国に対するWTO協議要請を行い（DS322）、さらに2005年2月にパネル設置を要請した。2007年1月、上級委員会は、我が国の主張を全面的に受け入れ、次のような判断を行った。

①初回調査におけるゼロイング方式の適用（as such）

ダンピング及びダンピング・マージンは、個々の取引ではなく調査対象産品全体との関係で認定されるのであり、正常価額と輸出価格の比較の全体を考慮しなければならぬとして、初回調査におけるゼロイング方式の適用をAD協定違反としたパネルの判断を支持し、米国が初回調査において個々の取引の比較に基づいてダンピング・マージンを算出する（いわゆるT-T方式）際にゼロイング方式を適用することは、AD協定2条1項、2条4項、2条4項2に違反すると判断した。

②定期見直し等におけるゼロイング方式（as such）

定期見直し等におけるゼロイング方式はAD協定に違反しないと判断したパネルの判断を破棄し、上記①と同様の理由で、定期見直し手続におけるゼロイング方式は、輸出価格と正常価額との「公正な比較」を義務付けるAD協定2条4項やAD税の額をダンピングの価格差以下と規定したAD協定9条3項等に違反すると判断した。

③定期見直し及びサンセット・レビューにおけるゼロイング方式の適用（as applied）

米国の日本製品に対するAD措置の定期見直し及びサンセット・レビューにおいてゼロイング方式を適用することは、AD協定2条4項、9条3項、11条3項等に違反すると判断した。

<最近の動き>

ゼロイング方式について、初回調査及び定期見直しを含むAD手続全体を通じてAD協定違反であることが、上記DS322等これまでのパネル及び上級委員会により判断されていた。しかし、AD協定2条4項2二文で規定される「輸出価格の態様が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われ

² <https://www.cbp.gov/trade/priority-issues/adcvd/continued-dumping-and-subsidy-offset-act-cdsoa-2000>

る場合」（これを「ターゲット・ダンピング」という。）に、ゼロイング方式を適用することが AD 協定に違反するかどうかという論点については明示的な判断が示されていない。このため米国が多くの事例でターゲット・ダンピングを認定し、ゼロイング方式の運用を進展させていた。

そこで、上級委員会は、2016年、韓国が申立てを行った DS464 において、ターゲット・ダンピング認定のために個別の取引を無視する必要はなく、ゼロイング方式は 2 条 4 項 2 二文にも不整合であるとの判断を示した。中国が申立てを行った DS471 のパネルにおいても同様に、2 条 4 項 2 条二文にはゼロイング方式を許容する文言はなく、ゼロイング方式は同条に違反するとの判断を示した。なお、韓国及び中国はそれぞれ 2018 年 1 月及び 9 月に、米国がこの判断に従っていないとして米国に年間 70 億ドル規模の対抗措置の発動を WTO に要請した。

他方で、パネルは、2019 年、カナダ産針葉樹材 AD 調査におけるゼロイング方式について、過去の先例を覆して、2 条 4 項 2 二文の下でゼロイング方式が許容されるとの判断を示した（DS 534）。

このように先例も割れており、今後も、米国によるターゲット・ダンピングの認定及びダンピング・マージンの認定手法の協定整合性を注視していく必要があるだろう。

<図表 I-2-1>ゼロイング方式の適用によるダンピング・マージン算出の例

	国内価格（\$）	輸出価格（\$）	製品ごとのダンピング・マージン（\$）
製品 A	115	95	20
製品 B	80	70	10
製品 C	100	150	-50（ゼロイング方式の場合：0）
製品 D	105	85	20
合計	400	400	

<図表 I-2-2>ゼロイング紛争に関する WTO パネル・上級委員会の主な判断一覧

		初回調査				定期見直し	
		W-W 方式		T-T 方式		As applied	As such
		As applied	As such	As applied	As such		
EU-インド製ベッドリネン AD (DS141)	2001年3月 上級委報告書公表	違反	-	-	-	-	-
米国-カナダ産軟材 AD (DS264)	2004年8月 上級委報告書公表	違反	-	-	-	-	-
米国- EU ゼロイング (DS294)	2005年10月 パネル報告書公表	違反	違反	-	-	違反なし	違反なし
	2006年4月 上級委報告書公表	-	-	-	-	違反	-
米国-カナダ産軟材 AD (履行確認手続) (DS264)	2006年8月 上級委報告書公表	-	-	違反	-	-	-
米国-日本ゼロイング (DS322)	2006年9月 パネル報告書公表	違反	違反	-	違反なし	違反なし	違反なし
	2007年1月 上級委報告書公表	-	-	-	違反	違反	違反

³ 各製品の国内販売量及び輸出品については、計算の都合上すべて「1単位」として計算している。

ゼロイング方式を適用しない場合、ダンピング・マージンは次のように計算される。

ダンピング・マージン(%) = (国内価格と輸出価格の差の加重平均) × 100 = ((20+10-50+20)/(95+70+150+85)) × 100 = 0%

したがって、ダンピングは生じていない。しかし、ゼロイング方式を適用すると

ダンピング・マージン(%) = (20+10+0+20)/(95+70+150+85) × 100 = 12.5%

となり、ダンピングが輸出されてしまう。

(3) 不当に長期にわたる AD 措置の継続（サンセット・レビューの運用）

<措置の概要>

AD 協定 11 条 3 項は、当局において AD 課税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとして決定しない限り、AD 課税は 5 年間で失効することとされており（サンセット条項）、米国の AD 法にもサンセット条項が規定されている。しかし、米国は、世界的な需給状況、定期見直しやサンセット・レビューに対応する企業の費用対効果の事情を考慮することなく、「AD 措置が撤廃されれば、輸出が再開されてダンピングや損害が存続又は再発する」との推定の下に AD 措置の延長を行っているようにも見え、未だに多くの AD 措置が長期間継続する要因の 1 つとなっている。なお、米国が 10 年以上措置を継続している対日 AD 措置は 14 件である（2025 年 6 月 30 日時点）（第 II 部第 6 章参照）。

<国際ルール上の問題点>

我が国は、2002 年 1 月、日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビューに関して、米国に対し WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した（DS244）。その後、同年 5 月にパネルが設置され、審理が行われた。本件には、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加した。

2003 年 8 月、パネルは我が国の主張を退け、米国が本サンセット・レビューにおいて WTO 協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年 9 月に論点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年 12 月、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の調査決定が WTO 協定非整合であるとまでは判断できないとした。

<最近の動き>

米国は、近年にも、日本製厚板に対する AD 措置の延長（詳細は 2025 年版不公正貿易報告書 84 頁参照）等を行っており、我が国は、2013 年以降、WTO AD 委員会で長期継続措置の早期撤廃を求めている。

補助金・相殺措置

(1) 2018 年農業法

<措置の概要>

2018 年農業法は、暫定的に 2026 年 9 月 30 日まで延長された。一部のプログラム（農業リスク補償（ARC）、価格損失補償（PLC）、マーケティング支援融資制度（MAL）、補足補償オプション（SCO）等）は、「One Big Beautiful Bill Act (OBBBA)」によって有効期限が 2031 年まで延長されるとともに、基準価格や補償水準の一部が見直されている。なお、農業リスク補償（ARC）とは、当年収入が過去の平均収入の一定割合を下回った場合に、その差を補填するプログラムである。価格損失補償（PLC）とは、あらかじめ定められた目標価格を市場価格が下回った場合に、その差を一部補填するプログラムである。マーケティング支援融資制度（MAL）とは、農家が作物を担保に商品金融公社（CCC）から短期融資を受けるプログラムである。補足補償オプション（SCO）とは、農家が加入する農業保険で補償されない部分を補償する補完的な保険である。

また、米国は、WTO 等の国際的な場における輸出補助金に対する批判の高まりを受け、2008 年農業法において輸出奨励計画（EEP）や輸出信用保証計画の一部を、2014 年農業法において乳製品輸出奨励計画（DEIP）を廃止し、残りの輸出信用保証計画の保証期間を短縮した。なお、輸出信用保証計画とは、開発途上国向けの商業ベースの米国産農産物輸出に対して、商品金融公社（CCC）が債務保証を行う制度である。

詳細は、2025 年版不公正貿易報告書 84-87 頁参照。

<国際ルール上の問題点>

WTO の農業協定には、①黄の政策（貿易や生産に歪曲効果を与えるため削減が義務付けられる政策）、②緑の政策（貿易や生産に歪曲効果がない又は最少であるため削減が義務付けられない政策）、③青の政策（黄と緑の間で、一定の条件下

で削減の対象外となる政策)の3つの助成・補助金があり、黄の政策については、支持が総産出量の5%以下のものを除き、すべての国内支持について削減を規定している。しかし、米国は、価格下落対策や収入保障対策の拡充を行うなどしており、WTOの農業協定との整合性に注視が必要である。

また、輸出信用保証計画の活用を通じて、WTO農業協定における規律の実効性が十分でない輸出信用を多用することで、米国産農産物が輸出競争上有利となっている。本制度の下では、保証した債務が不履行となった場合には、CCCが債務を肩代わりすることになっており、制度上、輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

(2) 電気自動車税制優遇措置

<措置の概要>

措置の概要詳細は、2025年版不公正貿易報告書87頁参照。

<国際ルール上の問題点>

北米域内での電気自動車の最終組立を税額控除の条件とすることは、一部輸入車を国産車及び北米からの輸入車との関係で不利に扱っているといえる。したがって、GATT1条1項(最恵国待遇義務)、GATT3条4項(内国民待遇義務)に抵触する可能性がある。

また、北米域内で製造・組み立てされたバッテリー部品の使用を税額控除の条件とすることは、北米産電池との関係で北米以外からの輸入電池を不利に扱うので、GATT1条1項(最恵国待遇義務)、GATT3条4項(内国民待遇義務)に抵触する可能性があるとともに、WTO補助金協定3条1項(b)が禁止する国内産品優先補助金にあたる可能性がある。

さらに、バッテリーの材料の重要鉱物が、米国や米国の自由貿易協定締結国で採掘・加工されていることを税額控除の条件とすることは、輸入品間、または、国産品と輸入品間で差別するものとして、GATT1条1項(最恵国待遇義務)、GATT3条4項(内国民待遇義務)に抵触する可能性があるとともに、補助金協定3条1項(b)(国内産品優先補助金の禁止)にも抵触する可能性がある。

<最近の動き>

同税制優遇措置は、2025年9月30日をもって終了した。

なお、2024年3月、中国が、IRAに基づく各種税制優遇措置について、米国に対しWTOの二国間協議を要請し、同年12月にはパネルが構成されるに至ったが(DS623)、本電気自動車税制優遇措置については、上述のとおり、2025年9月に同措置自体が終了したことに伴い、係争の対象から外れた。

セーフガード

太陽電池セーフガード

<措置の概要>

米国は2017年5月に太陽電池セル・モジュールの輸入に対しセーフガード調査を開始し、同年12月、調査当局である米国国際貿易委員会(ITC)が大統領にセーフガード措置の発動を勧告した。2018年1月、トランプ大統領(当時)はセーフガードの発動を決定し、同年2月に発動された。(同時期に大型家庭用洗濯機の輸入に対するセーフガード措置も開始されたが、2023年2月、終了した。)

当初の措置内容は、太陽電池セル・モジュールの輸入に対し4年間(2018年2月-2022年2月)従価税(1年ごと30%→25%→20%→15%)を賦課するものであった。ただし、セルの輸入についてのみ、毎年2.5ギガワットの関税割当(無税)がある。なお、米国は、2018年9月に8種類、2019年6月に3種類の製品の措置からの除外を発表したが、これは日本製品を含めた除外申請のごく一部に過ぎなかった。また、2020年10月、トランプ大統領は、除外済製品の一部を除外対象から外すほか、措置4年目(2021年2月~2022年2月)の関税率を18%とする(漸減率の縮小)と発表した。翌11月、ITCの差止命令により効力を停止されている。

2021年8月から延長調査が開始され、2022年2月、バイデン大統領は、関税割当（無税）量を5ギガワットに引き上げる一方で、措置を4年間（～2026年2月）延長する（初年度の関税率は14.75%）と発表した。

<国際ルール上の問題点>

米国国内企業の申請理由書、及び ITC 調査報告書によれば、本件太陽電池セーフガード措置の主目的は、中国太陽電池メーカーが製造する低価格・低効率太陽電池の輸入急増への対応であるとされる。適用目的との関係で必要な限度においてのみ発動するというセーフガードの原則（セーフガード協定5条1項、GATT19条1項(a)）にかんがみれば、上記目的とは直接関係しない日本企業製造の高価格・高機能太陽電池については措置対象からの除外が検討されるべきであるが、これらの高効率品も措置対象から除外されなかった。

また、当初の ITC 調査報告書（2017年11月13日付）には、セーフガードの発動要件の一つとされる「事情の予見されなかった発展」（GATT19条1項(a)）についての検討がなく、この要件について米国通商代表部（USTR）の要請で ITC が追加報告書（同年12月27日）をまとめた経緯がある。同追加報告書は、過去数年にわたる中国企業に対するアンチ・ダンピング措置・補助金相殺関税措置が、中国企業が生産拠点の海外移転による課税回避をはかったため奏功しなかったこと等をもって「予見されなかった発展」を肯定した。しかし、企業が生産拠点の移転により貿易救済措置の潜脱をはかる事例は過去にもあり、セーフガードを基礎づける「予見されなかった発展」とはいえないとの指摘もありうると思われる。

<最近の動き>

この太陽電池セーフガード措置については、韓国・中国が WTO 協定に不整合であると主張し、それぞれ2019年5月・7月に DSU 上の協議要請を行い、その後パネルが設置された（韓国ケース：DS545、中国ケース：DS562）。日本はいずれのパネル手続にも第三国参加した。このうち、中国ケース（DS562）のみ、2021年9月にパネル報告書発出に至った。同パネル報告書は、米国の措置を WTO 協定に整合的と判断したが、中国の上訴により未採択となっている。

2026年2月6日に計8年のセーフガード期間が満了し、措置は終了した。

原産地規則

時計の原産地表示規則

<措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている（打刻、彫刻、スタンプ、浮き出し表示等）。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなげなければならないようにすることを規定した GATT9 条2項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

2002年及び2003年の「日米規制改革イニシアティブ」において、米国に対し、簡素化を求める要望書を提出した結果、2004年に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びにこの WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTOにおける対米TPR審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも米国に対して改善を求めていく。

基準・認証制度

(1) 自動車ラベリング法

<措置の概要>

米国の自動車ラベリング法（American Automobile Labeling Act）は、米国で販売される乗用車・軽トラックの国産比率（米国及びカナダにおける付加価値率）表示のラベル貼付を義務づけるもの。

<国際ルール上の問題点>

本制度の目的は、消費者によりよい購入の決定に役立つ情報を提供することとされているが、一種のバイ・アメリカン条項ともみなされる。また、部品比率計算に伴う膨大な記録事務負担を強いることが貿易に不必要な障害となっている可能性もあり、TBT協定2条1項及び2条2項上問題となり得る。なお、最近では米加製比率が高い車種の多くが日系車となっている。

(2) CAFÉ（企業平均燃費）規制

<措置の概要>

米国は、1975年エネルギー政策及び保存法（Energy Policy and Conservation Act of 1975）により、自動車の製造会社及び輸入会社に対し、取扱車の平均燃費を一定レベル以上にするを義務づけ、違反者には罰金を課すという企業平均燃費（Corporate Average Fuel Economy：CAFE）規制を導入。CAFE規制の下、国産車と輸入車はそれぞれ別個に平均燃費を計算することとされている。

<国際ルール上の問題点>

過去にGATT紛争解決手続においてEUの提訴により、本規制が内国民待遇（GATT3条4項）違反と判断され、報告書が出された。しかし、最終的に本報告書は採択されていない。

<最近の動き>

オバマ政権下では2012年に、2025年までに乗用車とライトトラック全ての平均燃費が1ガロン当たり走行距離54.5マイルになるよう、年毎に改善目標を設定したが、その後、2017年3月にトランプ政権が規制を緩和する方向で見直すことを発表し、2019年9月にはカリフォルニア州独自の環境規制枠限を停止すると表明。そして、2020年3月に、燃費は2026年に1ガロン当たり走行距離40.4マイルになるよう発表。2021年1月にバイデン政権が発足すると、トランプ政権下での規則の見直しを開始。2022年4月に2024年式-2026年式の乗用車とライトトラックに対する新たな企業平均燃費規制の最終規則を発表し、2026年式の平均燃費が1ガロン当たり走行距離49.1マイルに定めた。（2021年式に比べて1ガロンあたり走行距離約10マイルの改善）また、州独自の環境規制枠限の停止についても、2021年12月、これを一部撤廃し、カリフォルニア州など各州に独自の基準を制定する権利を再び認める内容の最終規則を発表した。

サービス貿易

(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）・外国投資リスク審査現代化法等

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2007 年外国投資・国家安全保障法（Foreign investment and National Security Act of 2007）は、外国人（企業）による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

本法は、一般に「エクソン・フロリオ条項」として知られる、国家安全保障の懸念に関する外国投資の審査を取り扱う法律である 1950 年国防生産法の 721 条を改正したものである。改正による大きな変更点としては、米国外国投資委員会（省庁間委員会、Committee on Foreign Investment in the United States（CFIUS））を法定設置機関としたこと、審査基準の見直し（基幹インフラや基幹技術への影響等を追加）や議会監視の強化（個別案件の審査結果を議会に通知）等が図られたことである。また、2018 年 8 月に成立した外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）により、審査対象の拡大（非公開技術情報へのアクセスを可能とする投資等の一部の小規模投資も審査対象化）、審査期間の延長、特定取引の事前審査の義務化、審査考慮要素の追加（特別懸念国の関与、サイバーセキュリティへの影響等）等、CFIUS の権限が強化された。2018 年 11 月以降パイロットプログラムという形で適用されていたが、最終形となった規則が 2020 年 2 月 13 日から適用された。従来、外国企業の支配下にあるビジネスが CFIUS の管轄下にあったが、今後は支配権がない投資も一定の要件を満たせば管轄下に入る。特に重要技術（critical technologies）やインフラ、安全保障を脅かすおそれのある米国市民の個人データを保有する米企業に対する投資は、支配権を得なくとも一定の条件があてはまると認可対象となる。大部分は自己申告制だが、特に外国政府による実質的な買収や重要技術を持つ米企業への投資は申告が義務付けられる。また空港、港湾内や近接地域、米軍基地周辺など一定条件に当てはまる不動産の売買も審査対象となる。

2020 年 5 月 21 日、財務省は、2020 年 2 月 13 日に施行された FIRRMA の一部条項に対する改正案を公表した。従前、FIRRMA に基づく CFIUS への事前申告義務（mandatory declaration）の対象となる重要技術は、北米産業分類システム（North American Industry Classification System：NAICS）を参考にした特定 27 産業分野における重要技術に関する一定の投資に限られていた。上記改正案は、NAICS コードを基準とする要件から、当該重要技術を当該投資者へ輸出したならば、米国政府の許可（輸出管理規則（EAR）など）が必要になるであろう場合は、原則として事前申告義務が生じると変更するものである。なお、「重要技術（critical technologies）」の意義自体に変更はない。2020 年 9 月 15 日、財務省は、概ね上記改正案に沿った内容の最終規則を公表した（2020 年 10 月 15 日施行）。

2022 年 9 月 15 日、バイデン前大統領は CFIUS に対し、申告内容を審査する際、以下の5点を考慮するよう命じる大統領令を発令した。考慮事項は、①米国の国家安全保障に影響しうる、米国の重要なサプライチェーンの回復力に対する影響、②マイクロエレクトロニクス、人工知能、バイオテクノロジー及びバイオマニュファクチャリング、量子コンピューティング、先端クリーンエネルギー、気候適応技術など、米国の国家安全保障に影響する分野における米国の技術的リーダーシップに対する影響、③米国の国家安全保障に影響しうる業界の投資動向、④米国の国家安全保障を損なうおそれのあるサイバーセキュリティリスク、並びに⑤ US Person の機密情報に対するリスクの5点である。

FIRRMA に基づく手続の具体的な流れは、一部の投資を対象とした事前届出、当事者の自発的な申立てもしくは CFIUS の委員の要請により、CFIUS が調査実施の適否を審査し、必要があれば調査を実施して大統領に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、投資案件の停止又は中止の決定を判断する。

これまで、我が国企業が米国企業買収等を行う際、CFIUS により調査が行われたケースがある。直近では、2023 年 12 月に発表された、日本製鉄による US スチール買収計画に関し、CFIUS にて国家安全保障上の懸念に関する審査が行われた。本買収に関する判断は、CFIUS 内での審査の後、2024 年 12 月にバイデン大統領（当時）に取引可否の決定を要請するための報告が行われたところ、バイデン大統領は 2025 年 1 月 3 日、日本製鉄による US スチールの買収計画につ

いて、米国の国家安全保障上の懸念を理由に、取引を禁止する行政命令を公表した。本件は、米国大統領が、我が国企業による米国企業の買収を禁止した初のケースである。その後、同年4月7日、トランプ大統領は、バイデン前大統領の当該行政命令にお追加的な命令を公表する権限を留保すると規定されていたことを指摘しつつ、CFIUSに対して、改めて取引の審査を実施するよう命じる大統領覚書を公表した。2025年6月13日、CFIUSによる勧告意見を受け、トランプ大統領は取引当事者が米国政府と国家安全保障協定（NSA）を締結することを条件として、取引を承認した。

<懸念点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはGATSが既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。GATSもGATT同様、一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本法そのものはWTO協定違反となるものではないと考えられるが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

<最近の動き>

最新のCFIUSから議会への外国投資審査に係る報告書によると、2024年中の簡易的な申告（declaration）が116件と2023年より増加したものの2021年や2022年と比較すると低い水準で推移した。また、CFIUSの詳細な審査が伴う届出（notice）は209件と減少傾向にある。我が国企業からの簡易的申告は16件、届出は24件あるとされている。今後とも同法が我が国企業の米国への投資に安全保障の懸念を超えた不正な影響を及ぼすことがないよう、注視が必要である。

2024年11月1日、財務省は、CFIUSに対して、新たに60を超える軍事基地に隣接する不動産の取引を審査する権限を与える規則を公表し、同年12月9日に発効した。本規則は、上述の、特定の米軍基地周辺など一定の条件を満たす不動産の取引に対し、CFIUSによる審査権限を拡大するものである。また、2024年11月18日、財務省は、CFIUS手続の執行強化のため、CFIUSが審査の結果として行った合意、条件及び命令に反した場合の罰則を強化するなどの規則を公表、当該規則は12月26日に発効した。

対外投資規制に関しては、2023年8月9日の大統領令に基づき、米国の国家安全保障の脅威につながるおそれのある米国の対外投資に対処するため、米国民や米国法に基づき設立された事業体等と定義される「米国人」が、例外事由を充たさない限り、半導体事業、量子情報技術、人工知能分野に従事する「懸念国人（person of a country of concern）」（懸念国市民もしくは懸念国の法律に基づき設立された事業体等と定義される。なお、懸念国とは、現状、中国、香港及びマカオと定義されている）に対し、直接もしくは間接的に出資すること、合弁事業を設立すること、出資に転換できる金銭消費貸借契約を締結すること、グリーンフィールド投資することを禁止し、あるいは当該投資活動に関する財務省への事前通知を必要とする旨の連邦行政規則が2025年1月2日に発効した。その後、トランプ政権の下で対外投資規制の見直しが行われる中、本行政規則は2025年包括的対外投資国家安全保障法として2025年12月に法制化され、対象分野や懸念国が追加される（中国、香港及びマカオに加え、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、マドゥーロ政権下のベネズエラを定義に追加）等、その内容が強化された。

(参考) CFIUS の審査等の実施状況

対象取引、取下げ、大統領の決定の件数 (2022～2024年)						
対象年	通知届出件数		第1次審査 (review) 期 間中の取下げ 件数	第2次審査 (investigation) 件数	第2次審査開始 後の通知取下 げ件数	大統領決定数
		うち日本からの 投資対象				
2022年	286	15	1	163	87	0
2023年	233	15	0	128	57	0
2024年	209	24	0	116	49	2
合計	728	54	1	407	193	2
日本の通知対象取引件数 (セクター別) (2022～2024年)						
製造業	鉱業、公共事業、 建設業	卸売業、小売業、 運輸業	金融業、情報通信業、 サービス業	合計		
23	5	4	22	54		

(財務省“CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2024”
(<https://home.treasury.gov/system/files/206/2024-CFIUS-Annual-Report.pdf>) より、経済産業省作成)

(2) 金融

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国においては、金融に関して州ごとに規制が異なっており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられており、連邦レベルでは近年に導入・改訂された規制により、一定額以上の米国における資産（支店・代理店が有するものを除く）を有する外国銀行に対しては、中間持株会社（Intermediate Holding Company: IHC）の設立が義務付けられている。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、州ごとの保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。また、再保険についても、ほとんどの州で外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の100%に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課すものとなっている。

米国は WTO 金融サービスの約束において極めて多くの適用留保事項を残しており、これを改善する動きも大きくない。更に一部の州では、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者には毎年の更新を義務づける法律など、GATS で留保を行っていない外国企業差別条項がなお存在している。

<懸念点>

米国は、GATS 約束上明確に適用留保とされていない外国企業に対する差別的な措置を早急に改善するとともに、金融サービス自由化の観点から、参入を困難とする規制措置は撤廃・改善することが望まれる。

<最近の動き>

一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。州ごとに規制が異なることの不利益を改めるため、連邦議会（上下両院）においても 2006 年以来、保険分野における「選択式連邦監督制度」（Optional Federal Charter）の導入に向けた法案が提出され、議論が進められている。また、2010 年 7 月にドッド・フランク法が成立し、同法に基づき財務省内に連邦保険局（Federal Insurance Office）が設置された（ただし、連邦保険局は監督規制

権限を有しておらず、州別の監督体制は維持されている)。

再保険の問題については、全米保険監督当局協会 (NAIC) により、関連規制の下で一定の要件を満たしている保険会社について、再保険引受けに要求される担保を撤廃する新しい制度が制定された。保険会社が同制度に基づく担保撤廃措置を受けるためには、保険会社の所在地が NAIC に認定管轄区域 (Qualified Jurisdiction) 及び互惠管轄区域 (Reciprocal Jurisdiction) として認定される必要があるが、日本は、2019 年 12 月には Qualified Jurisdiction として再度認定されるとともに、2020 年 1 月には Reciprocal Jurisdiction に認定されている。

(3) 電気通信

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国は、連邦通信法 310 条において、無線局免許に関する外資規制 (直接投資は 20 % まで、間接投資は 25 % まで (ただし、間接投資は、公共の利益にかなう場合はその限りでない)) を維持している。

無線局免許に関する外資参入については、まず、1996 年の「外国企業参入に関する命令 (Foreign Carrier Entry Order)」において、「公共の利益」審査として、当該外国企業の母国における市場開放の程度が米国と同等であることを要する (同等性の確認審査) とともに、大統領府から提起される、国家安全保障、法執行、外交政策、通商政策上の懸念を含む、その他の公共の利益の要素を考慮した上で、投資比率上限を上回る投資を認めていた。

1997 年 2 月の WTO/GATS 基本電気通信合意で、米国は直接投資 20 % のみを留保し、間接投資は撤廃することを約束したことを踏まえ、間接投資については、WTO 加盟国に対する同等性審査を廃止し、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会 (FCC) 規則 (1997 年 11 月) において、WTO 加盟国からの投資は 25 % を超える場合でも「公共の利益にかなう」との反証可能な推定を及ぼすことで、原則、参入自由とする解釈変更を行ったものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を確保するためには、撤廃されることが望まれる。また、上述の FCC 規則で定める連邦通信法 214 条及び 310 条(b)(4)に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての「公共の利益」の審査基準のうち、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」といった、電気通信政策に関わらない事項に基づく事前審査は、事業者の参入期間や予見可能性を阻害するものであり、外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業への認証の遅延等の問題があった。

さらには、これらの公共の利益の審査に際し、従来は関係省庁で構成される法令上根拠のない「Team Telecom」と呼ばれる組織による審査が行われていたが、2020 年 4 月に大統領令に基づき「外国参入評価委員会」が設置された。また、2026 年 1 月、FCC が外国資本審査に関する規則改正を承認した。通信法 Section 310 (b) に基づく定義および審査手続きを明確化・明文化し、審査の効率化および処理期間の短縮が図られた。

<懸念点>

法令解釈の変更により、WTO 加盟国に対して公共の利益の推定を及ぼし、原則、参入自由であるとする上記の措置は、無線局免許に関する間接投資を「制限しない」とする GATS 上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

<最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。なお、米国連邦通信委員会 (FCC) においては、2012 年 8 月に連邦通信法 310 条(b)(3)に基づく直接投資に係る規制の適用を差し控えることを決定するとともに、同条(b)(4)に基づく間接投資に係る規制についても、2013 年 8 月には公衆通信業務用無線局について、2017 年 4 月には放送局について一部手続を明確化するなどの動きが見られる (ただし、これらの動きは規制を撤廃するまでの措置ではない)。

知的財産

(1) 商標制度（オムニバス法 211 条）

米国の 1998 年オムニバス法 211 条には、一定の要件の下、キューバ国籍を有する者の権利主張を、米国裁判所が承認・執行することを禁止する規定がされ、当該規定は米国籍を有する者には適用されない。

当該規定については、EU が TRIPS 協定 3 条（内国民待遇）及び 4 条（最恵国待遇）に違反しているとして、1999 年 7 月に米国に二国間協議を要請し（DS176：我が国は第三国参加）、その後、パネル・上級委員会手続を経て、2002 年 1 月には、上級委員会は、同法が TRIPS 協定 3 条及び 4 条に違反するとの判断を示している。また、2002 年 2 月には、同委員会報告書が採択され、米国は DSB に WTO の義務を遵守する旨表明したものの、その後、同法 211 条の撤廃を含む、TRIPS 協定違反を解消するための法改正は行われてこなかった。その後、2024 年 12 月 1 日に 1998 年オムニバス法 211 条が改正され、キューバ国籍を有する者による権利主張に限定されず、米国籍を有する者にも適用され得ることになった。

(2) 著作権制度

米国の著作権法 110 条(5)(B)は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、著作権者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

当該規定については、EU が TRIPS 協定 9 条及び 13 条に違反するとして、パネル設置要請を行っており（我が国は第三国参加）、パネルは 2000 年 6 月、同規定が TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとして、TRIPS 協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

この同勧告の実施に関しては、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003 年 6 月に米国が EU に 330 万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までに状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。パネル勧告の実効性に関わる問題であり、引き続き注視する必要がある。

政府調達

バイ・アメリカン関連ルール

<措置の概要>

米国では、連邦政府及び一部の州政府が政府調達を行う場合に、米国産品の購入又は米国製資材の使用を優遇するルールを採用している。

このルールには、バイ・アメリカン（Buy American）と、バイ・アメリカ（Buy America）がある。

バイ・アメリカンは、1933 年から施行されており、連邦政府による政府調達において米国産品を優遇することを定める。バイ・アメリカンは、連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation：FAR）に基づいて実施されており、米国産品の入札価格が最低価格でない場合には、外国産品の入札価格に一定の比率を上乗せすることによって、米国産品を優遇している。

（大企業からの購入の場合には 20 %、中小企業からの購入の場合には 30 %、国防総省による調達の場合には 50 % が上乗せされる。）

米国産品とみなされるためには、米国内で製造され、米国で採掘、生産、または製造された部品のコストが、すべての部品のコストの 65 % を超えなくてはならないとされている。この国産調達比率は、後述するとおり、バイデン政権下で引き上げがなされたもので、2029 年には 75 % に引き上げられる予定となっている（鉄鋼製品に関しては、95 % の国産調達比率が要求される。）。バイ・アメリカンは適用除外される場合があり、通商協定法（TAA）は、米国が通商協定を締結する国の産品について、バイ・アメリカンを適用しないことを認めている。連邦調達規則には、TAA の対象となる調達においては、米国産品または「指定国」の最終製品の入札のみを考慮するとされている（ただし、そのような最終製品の入札がなかった場合にはこの限りではない。）。すなわち、WTO 政府調達協定の締約国や米国が自由貿易協定を締結する国を

「指定国」として、米国が「指定国」との間で政府調達における内国民待遇を約束する範囲の物品・サービスの調達については、バイ・アメリカンの適用が除外されている。「指定国」の産品であるといえるためには、当該産品がすべてその国の中で製造されたか又は製造、加工等によって実質的な変更が生じなければならないとされている。

バイ・アメリカは、バイ・アメリカンとは異なり、単一の法令があるわけではなく、様々な法令により、連邦政府による資金援助が行われる事業の調達において、米国産品が優遇される場合に用いられている用語である。例えば、連邦高速道路局（Federal Highway Administration：FHWA）、連邦公共交通局（Federal Transit Administration：FTA）、連邦鉄道局（Federal Railroad Administration：FRA）、連邦航空局（Federal Aviation Administration：FAA）などの機関が、各機関の調達規則においてバイ・アメリカ条項を設けている。州政府が連邦政府の補助金を用いて実施する大規模な運輸及びインフラ事業について、その事業に用いられる鉄鋼等が米国製であることを求めるものであり、各機関のルールによって実施されている。例えば、連邦運輸局が所管する連邦資金を用いた事業については、米国内で生産された鉄鋼等が用いられなければならないとされている。それらの鉄鋼等が米国内で生産されたこととみなされるためには、すべての製造過程が米国内で行われており、かつすべての部品が米国製でなければならないとの基準が設けられている。ただし、二次部品（従属部品）が外国製であることは問題とされていない。また、以下で紹介するビルドアメリカ・バイアメリカ法も、バイ・アメリカの一類型と位置づけられる。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、米国には政府調達において国内産品を優遇したり国内産品以外の調達を禁止したりする制度があり、その実施の方法によっては WTO 政府調達協定をはじめとする国際ルールに抵触するおそれがある。

<最近の動き>

①政府調達制度に関する米国大統領令

2021年1月25日、バイデン大統領はバイ・アメリカン規則強化に係る大統領令（Executive Order on Ensuring the Future Is Made in All of America by All of America's Workers）に署名した。同大統領令は、米国予算管理局（OMB）の下に、政府の「メイド・イン・アメリカ」政策を担当する新しい部局を設置し、OMB長官がメイド・イン・アメリカ局長を任命することや、政府調達規則に関して、（1）国産比率の算定方法における既存の抜け穴を防ぐために、連邦機関がバイ・アメリカン規則の適用除外を認める場合には、メイド・イン・アメリカ局長に対し、詳細な正当化事由を説明しなければならないという規則等を設定し、（2）本大統領令の公布後180日以内に、国産調達比率等について現行の連邦調達規則の修正提案を行うとともに、米国内で十分調達できない物資に関する見直しを行うこと等を規定している。2021年6月、OMBは本大統領令の（1）に関連して、連邦政府の省庁・機関に対してバイ・アメリカン政策における例外適用の見直しに着手するよう指示する文書を発出した。同年7月には、バイデン政権は、（2）に関連して、国内調達要求の基準比率を最終的に75%へ引き上げる事等を含む、連邦調達規則の改正案を発表した。同改正案はバブコメを経て、2022年3月に最終規則が公示され、同年10月に施行された。本改正により、国内調達比率は、2022年に60%、2024年には65%に引き上げられ、2029年には75%に引き上げられる予定である。なお、本大統領令により、前政権の大統領が署名したバイ・アメリカンに関する大統領令（Executive Order 13788、Executive Order 13858、Executive Order 13975）は無効となった。

②インフラ・投資雇用法（ビルドアメリカ・バイアメリカ法）

2021年11月15日、バイデン大統領は、ビルドアメリカ・バイアメリカ法（Build America, Buy America Act（以下BABA法とする））を含むインフラ投資・雇用法（Infrastructure Investment and Jobs Act）に署名した。BABA法は、連邦政府により資金提供がおこなわれるインフラプロジェクトに関して、使用される①鉄鋼製品、②工業製品、③建設資材を米国内で生産するよう求めている。

2023年8月23日、行政管理予算局（OMB）は、上記米国内生産要件に関する最終ガイダンスを発表し、同年10月23日に施行した。最終ガイダンスには主要な用語の定義や米国内生産要件の免除規定に関するガイダンス等が提供されている。さらに、2023年10月25日、OMBは補足ガイダンスを提供するためにメモランダムM-24-02を発表した。同メモランダムには、免除手続の詳細や対象となるプロジェクトの一部に関する追加ガイダンス等が規定されている。

最終ガイダンスでは、米国内生産要件が適用される「インフラ」に関して、幅広い「インフラ」が対象となることが明確

化されている。すなわち、インフラとは、「道路、高速道路、橋梁、公共交通機関、ダム・港湾・その他の海上施設、都市間旅客鉄道・貨物鉄道、貨物施設・複合一貫輸送施設、空港、上下水道含む水道システム、送配電施設、公益事業、ブロードバンド」向けの「構造、施設、設備」、「建物、不動産」及び「電気自動車の充電設備を含むエネルギーの発電、送電、配電」に関する「構造、施設、設備」を含むとされているが、これらは例示的なものに過ぎず、補助金を提供する連邦政府機関は「インフラ」を幅広く解釈すべきこと、「インフラ」に該当するかを判断する場合には公共機能を果たすかどうかを考慮すべきことなどが明確にされている。また、米国内生産の要件に関して、BABA 法では①鉄鋼製品に関しては、最初の溶解段階からコーティングを施すまでのすべての製造が米国内でおこなわれたものであること、②工業製品に関しては、(i)米国内で製造されたものであること、(ii)米国内で採掘、生産、または製造された工業製品の構成部品のコストが、同製品の全構成部品の 55 % 以上であること、③建築資材に関しては、建築資材のすべての製造工程が米国内でおこなわれたことが必要であるとされている。最終ガイダンスでは、建築資材は、非鉄金属、プラスチックおよびポリマー製品、ガラス、光ファイバーケーブル、光ファイバー、木材、壁材（乾式工法）、エンジニアードウッドの 8 種類が指定されている。

BABA 法には、国内生産要件の適用を免除できる場合として、a)国内生産要件を適用することが公共の利益に反する場合、b)鉄、鉄鋼、製造製品、建設資材の種類が十分かつ合理的に入手可能な量または満足できる品質で米国内で生産されていない場合、c)米国内で生産された鉄、鉄鋼、製造製品、建設資材を含めると、事業全体のコストが 25 % 以上増加する場合が挙げられている。免除は調達機関が資金提供元である連邦政府機関に対して申請をおこない、資金提供元の連邦機関が免除の申請及び承認に責任を負っている。連邦政府機関は、免除申請に関して自身及び OMB のウェブサイト上で説明を公開し、15 日以上のパブコメにかける必要がある。また、すべての免除は Made in America Office によって審査される。

国際協定との関係に関して、BABA 法には「国際協定の下での米国の義務と合致した形で適用されなくてはならない」との記載がある。上記のとおり、BABA 法には国内生産の適用を免除できる場合として、「公共の利益に反する場合」が挙げられている。メモランダム M-24-02 には、「政府調達協定またはその他の貿易協定に従って調達をおこなう義務がある州である場合」、「連邦機関は、州がその義務を遵守できるよう、公益のために米国内生産要件の免除を提案することができる」と規定している。米国は政府調達協定で、サービス及び建設サービスの一部を留保しているが、BABA 法が適用されるインフラの範囲は幅広く、米国内生産要件が課される多くのインフラプロジェクトは、政府調達協定の適用を受けると思われる。BABA 法は免除規定を設けているが、免除が「できる (may)」という規定ぶりになっており、免除をおこなうかどうかは、資金を提供する連邦政府の裁量となっている。さらに、免除を受けるためには、調達機関が連邦政府に免除申請をおこなわなくてはならず、免除を受けられるまでに時間がかかり、輸入品が不利になる可能性もある。今後、政府調達協定に整合的な形で運用がなされるよう引き続き注視していく必要がある。

③ニューヨーク州、テキサス州におけるバイ・アメリカン及びバイ・アメリカの導入の動き

ニューヨーク州では、一定額を超える物品又はサービスの調達において州機関に米国産品の購入を求めるニューヨーク・バイ・アメリカン法 (New York Buy American Act) が 2018 年 4 月から施行されている。同法は 2020 年 4 月に失効予定だったが、同月、同法を恒久化する法案がニューヨーク州議会で可決され、州知事によって署名された。

また、テキサス州でも、バイ・アメリカを強化する州法が 2017 年 9 月から施行されている。連邦法におけるバイ・アメリカとの大きな違いは、事業コストが増加する場合のバイ・アメリカの適用除外に関して、連邦法では米国製の鉄鋼を用いることで事業のコストが 0.1 % ないし 2,500 ドル増加する場合には米国製品の使用が義務づけられなくなるが、州法では、事業コストが 20 % 増加しない限り、バイ・アメリカの適用が除外されない点にある。

いずれの立法も、州レベルでバイ・アメリカンやバイ・アメリカの適用除外の範囲を狭めるなどするものである。前述のとおり WTO 政府調達協定における留保により、直ちに我が国との関係で同協定違反になるものではないものの、州レベルの動向でも、国内産品の優遇や調達の義務づけが国際ルールに抵触しないかどうかを慎重に見極めていく必要がある。

一方的措置・域外適用

(1) 1974 年通商法 301 条及び関連規定

<措置の概要>

1974 年通商法 301 条（Section 301 of the Trade Act of 1974）（合衆国法典第 19 編第 2411 条）は、通商協定における米国の権利が侵害されている場合や、外国の措置、政策、慣行等が通商協定の規定に違反し、通商協定上の米国の利益を侵害し、又は不当に米国の商業を制限する場合等に、一定の措置を講じる権限を USTR に対して与えている。なお、同条の過去の改正については、2016 年版不公正貿易報告書 145 頁を参照されたい。

①調査手続

USTR は、（i）利害関係者の申立て又は謝罪により当該行為についての調査を開始し（302 条）、（ii）調査開始と同時に当該対象国に対し協議を要請し（303 条）、（iii）調査開始後一定の期間内（通商協定に関する調査の場合は紛争解決手続終了時点から 30 日以内又は調査開始から 18 か月以内のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から 12 か月以内）に措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定し（304 条）、（iv）措置の決定後原則として 30 日以内（180 日の延期可能）に同措置を実施する（305 条）。

②制裁措置の理由

(a) 措置の発動が義務的とされる場合（301 条（a））

通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国政府の措置や政策等が通商協定の規定に違反し、通商協定上の米国の利益を侵害し、又は不当に米国の商業の負担又は制限となる場合等には、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

(b) 措置の発動が裁量的とされる場合（301 条（b））

外国の措置や政策等が不合理（unreasonable）又は差別的（discriminatory）なものであって、米国の商業の負担又は制限となり、かつ米国による措置が適切である場合には、USTR は措置を発動しなければならない。

外国の措置等が不合理（unreasonable）である場合について、「ある行為、政策、慣行は、必ずしも米国の国際法上の法的権利に対する侵害又は不遵守に至らなくとも、不公正かつ不均衡であれば不合理である」と規定されている（301 条（d）(3)(A)）。

また、外国の措置等が不合理である場合の例示として、企業設立の機会の侵害、知的財産権の適切な保護の拒否等が挙げられている（301 条（d）(3)(B)）。

<国際ルール上の問題点>

1998 年 11 月、EU は、1974 年通商法 304 条等に基づく手続は、WTO パネルの判断又は WTO 紛争解決機関（DSB）の承認を経ずに米国政府による一方的な判断又は措置発動を許す余地があると米国に対し協議を要請した。協議はまもなく 1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。2000 年 1 月の DSB 会合にて、パネル報告書（WT/DS152/R）が採択された。

パネルは、1974 年通商法 304 条等に関し、文言自体からは DSU 23.2 条に反するおそれがあるが、米大統領が作成した同法に関する解釈指針（Statement of Administrative Action）や米国政府のパネル会合における声明（これらの規定を WTO 協定上の義務と整合的に運用するとの声明）を併せ考慮すると、WTO 協定違反とは言えないと判断した。このような判断は、米国がパネル会合において行った声明を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国による運用を引き続き注視していく必要がある。

<最近の動き>

① 中国の強制的な技術移転等に対する 301 条調査

(a) 301 条調査に基づく追加関税

第II部第15章2. 主要ケースのDS543を参照。

(b) 4年レビュー

1974年通商法301条に基づく措置は、発動から4年間で満了する最後の60日間に、当該措置による恩恵を受ける国内産業界の継続要望がなければ終了することとなっている。継続の要望が提出された場合、当該措置の効果と影響について、USTRは、レビューを実施する。2022年9月、USTRは、対中追加関税の継続に関する要望を受け、当該措置の継続及びレビューの開始を発表。2024年5月14日、USTRはレビュー結果の一環として、中国から輸入されるEVや半導体等を追加関税の対象とする案を発表。同年9月13日に最終決定を発表し、EV(25%から100%)、半導体(25%から50%)、鉄鋼・アルミ(0~7.5%から25%)、バッテリー・重要鉱物(0~7.5%から25%)、太陽電池(25%から50%)、港湾用クレーン(0%から25%)、医療関連品等に対する追加関税を決定。このうちEV、鉄鋼・アルミ、バッテリー・重要鉱物、港湾用クレーン等については同月27日に発動した。他の品目については2025年又は2026年の年始より発動した。

なお、前述の最終決定において、太陽光パネル関連製品については後日追加提案を行うと発表していたところ、2024年12月16日に最終決定を発表し、特定のタングステン製品(0%から25%)、太陽光パネル用ウエハー及びポリシリコン(25%から50%)に対する追加関税引き上げを決定した。その後、2025年1月1日より発動した。

(c) 対中追加関税からの適用除外

一部の品目については、対中追加関税からの適用除外が認められている。対中追加関税の発動後、累計2,200品目超が適用除外となった。そのうちの大半が2020年12月までに期限切れを迎えたが、パブリックコメントを踏まえた352品目と、新型コロナウイルス感染症対策用の医療関連製品77品目の合計429品目の適用除外措置については、2024年5月まで延長が繰り返されていた。

さらに、USTRは、これら429品目の適用除外措置をさらに延長すべきかについてパブリックコメントを募集し、2024年5月30日にさらなる延長措置を発表。当該時点で有効な除外については期限を同年6月14日まで延長した。その上で、パブリックコメントにおいて延長の要請がなかった、もしくは今後、中国以外からの調達にシフトすることや中国以外で調達できないことについて納得のいく説明がなかった品目については、同日までの延長で適用除外を終了させた。その他の164品目については、さらに2025年5月31日までの延長を認めるとした。また、2024年9月18日には、太陽光パネル製造装置関連の14品目についても、同様に2025年5月31日までの延長を認めるとした。これらの178品目の適用除外については、その後米中間の合意等を踏まえ累次にわたり延長され、現時点では2026年11月9日まで延長されている⁴。

② 中国の海事・物流・造船分野に対する政策等に関する 301 条調査

USTRは2024年4月17日、中国の不正な慣行から米国の造船業界を保護するため、中国の海事・物流・造船分野での行為、政策、慣行に対して301条調査を開始、2025年1月16日に調査が完了したと発表した。調査の結果、各分野の中国製品の米国への輸入が、301条に基づく措置の対象になると判断した。その後USTRは、2025年2月21日に措置の骨子案として、①中国で建造された船舶が米国の港湾へ入港する際、運行者が保有する中国建造船舶の割合に応じて1回の入港につき最大150万米ドルの入港料賦課、②中国の運航会社が運航する船舶が米国の港湾へ入港する際、一隻あたり最大100万米ドル又は純トン数あたり最大1000米ドルの入港料賦課、③運航者が今後24か月以内に引き渡し予定の船舶に占める中国建造船舶の割合に応じて、当該運航者の船舶が米国の港湾へ入港する際、一隻あたり最大100万米ドルの入港料賦課(ただし米国建造船舶の入港があれば一隻あたり100万米ドルを①~③の入港料から控除・返還)、④海軍による米国産品輸出を原則として米国建造かつ米国船籍の船舶によることの義務付け(ただし米国産品輸出の20%を米国建造かつ米国船籍の船舶によってする運航者には、外国建造・外国船籍船舶の使用が許可され得る)、⑤海軍による全米国産品輸出の

⁴ Notice of Product Exclusion Extensions: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation, 90 FR 55232 (2025年12月1日)。

1%は米国運行会社が運行する米国船舶籍によるものとし、7年以内にその割合を15%に引き上げ、かつうち5%は米国建造船舶によることを義務付け、⑥ LOGINK 又は類似の情報プラットフォームによる米国海運データへのアクセス禁止及びそれらプラットフォームの米国港湾での使用禁止等を提案し、パブリックコメントを実施すると共に2025年3月24日及び同26日の二日間にわたる公聴会も実施した。また、同年4月9日付け大統領令第14269号は、USTR に対して、本301条調査に関して、中国産の船舶一陸地間（STS）クレーン等の貨物荷役機器に対する関税措置を含む追加検討を指示した。

これらを踏まえ、2025年4月17日、USTR は措置案の改定案を公表し、具体的な措置として①中国運航者及び船舶保有者に対する入港船舶の純トン数に応じて計算されるサービス料（額外導入後3年間で通増）の徴収、②中国建造船舶に対する純トン数又はコンテナ数に応じたサービス料の徴収、③外国建造の車両運搬船に対する積載台数（CEU: Car Equivalent Unit）に応じたサービス料の徴収（ただし①～③のサービス料はいずれかのみを2025年10月14日から適用）、④3年後から米国産液化天然ガス（LNG）の海上輸送による輸出の一定割合を米国船舶によることを義務付ける規制の導入、⑤中国産 STS クレーン及びその他の貨物荷役機器に対する追加関税の賦課等を提案し、再度パブリックコメントを実施すると共に追加関税（⑤）に関する公聴会を2025年5月19日に実施した。USTR はその後も、同年6月6日に海上安全保障プログラムに参加する運航者を適用除外とする等の修正を提案した後、再度のパブリックコメントを経て、同年10月16日、中国製の特定の貨物荷役機器（ガントリークレーン等）に対する150%の追加関税の賦課等を新たに提案し、パブリックコメントを募集した。

しかし、2025年11月1日の米中首脳合意により、1年間、本調査に基づく措置を停止することとなったため、同月13日、USTR は本調査に基づく措置を2026年11月9日まで停止することを決定し公告した⁵。

なお、同大統領令に基づき、米国の造船・海運・人材・産業基盤を再建し、経済安全保障と国家安全保障を同時に強化するための施策や勧告を含む海事行動計画（Maritime Action Plan）が翌年2月13日付策定・公表されている。同計画には、米国造船の再興に向けた各種支援措置が盛り込まれている他、輸入貨物重量を基準として、米国に入港する外国建造船からの料金（インフラ・安全保障料金）の提案も含まれている。

③ 中国の基礎半導体に対する政策等に関する301条調査

USTR は2024年12月23日、半導体産業の独占を目的とした中国の行為、政策、慣行に関する301条調査を開始した。調査対象は、レガシー半導体又は成熟ノード半導体とも呼ばれる基礎半導体の製造で、重要産業（防衛、自動車、医療機器、航空宇宙、電気通信、発電及び送電網等）向け最終製品に部品として組み込まれるものも含まれる。また、炭化ケイ素基板その他の半導体向けウェハの製造における中国の行為、政策、慣行が、米国の商業に対する差別、負担等を生んでいるかどうかについても評価するとしている。USTR はその後、2025年1月6日から利害関係者からのパブリックコメントを募集し、また同年3月11日には公聴会を開催した。

USTR は、2025年12月23日、半導体産業の独占を目的とした中国のターゲティングは不公正で米国の商業に負担及び制約を課しているとする調査結果を発表。特定の中国産基礎半導体に対して0%の関税を直ちに賦課し、2027年6月23日から関税率を引き上げると決定した（関税率引き上げの30日前までに公表）。措置施行から18か月間の追加関税率を0%に設定した背景として、2025年11月1日の米中合意で相互に相手に対する貿易措置をエスカレートさせないことを約束していた一方、本調査に基づく措置の決定期限である調査開始から12か月後（1974年通商法304条（a）（2）

（B））が迫っており、中国との間の経済関係に影響を与えない形で何らかの貿易措置を発動する必要に迫られていたと考えられるが、同時に、2027年6月23日からの関税率引き上げを中国に対する新たな交渉チップの獲得と位置づけて評価する向きもあるようである⁶。なお、本関税は、中国による強制的技術移転を理由とする301条措置に基づく50%の関税に上乗せして適用される⁷。

④ 中国の米中第一段階合意に基づく約束の実施状況に対する301条調査

トランプ大統領は、2025年1月20日、「米国第一の通商政策」と題する覚書により、USTR に対して、第一次トラン

⁵ Notice of Modification of Section 301 Action: China's Targeting of the Maritime, Logistics, and Shipbuilding Sectors for Dominance, 90 FR 50947 (2025年11月13日)。

⁶ The JD Supra Knowledge Center "Blank Slate or Bargaining Chip?: Additional Section 301 Tariffs on Chinese Semiconductors Set for June 2027" (<https://www.jdsupra.com/legalnews/blank-slate-or-bargaining-chip-9945113/>) (2025年1月19日)

⁷ Notice of Action: China's Acts, Policies, and Practices Related to Targeting of the Semiconductor Industry for Dominance, 90 FR 60848 (2025年12月23日)。

ブ政権時である 2020 年 1 月に署名・締結された米中経済貿易協定（第一段階合意）における約束内容の中国政府の履行状況を調査し、その結果に応じて関税を含む適切な対応を提案するよう指示した。これを受けて、USTR は、2025 年 10 月 24 日、米中第一段階合意における約束内容の中国政府の履行状況に関する 301 条調査を開始した。調査においては、中国政府の行為が 301 条に基づく措置の根拠となるかを検討するとされたが、特に、中国が米中第一段階合意を完全に実施しているか、中国の不実施により米国の商業が負担を負い又は制限されているか、それに対してどのような対策を講じるべきかを検討するとされている。

USTRはその後、2025 年 10 月 31 日から利害関係者からのパブリックコメントを募集し、また同年 12 月 16 日には公聴会を開催した。

⑤ ブラジルのデジタル貿易、電子決済サービス、不公正な優遇関税、反腐敗規制の執行、知的財産保護、エタノール市場へのアクセス及び森林の違法伐採に関する行為、政策、慣行に対する 301 条調査

USTR は、2025 年 7 月 15 日、大統領からの指示に基づき、ブラジルのデジタル貿易、電子決済サービス、不公正な優遇税制、反腐敗規制の執行、知的財産保護、エタノール市場へのアクセス及び森林の違法伐採に関する行為、政策、慣行に関する 301 条調査を開始した。調査対象となったブラジルの行為等は以下のとおり。

- デジタル貿易及び電子決済サービスに従事する米国企業の競争力を減殺する行為。具体的には、ブラジル最高裁判所が、政治的表現を含む広範な表現を「違法」と判断し、米国のソーシャルメディア企業に対してユーザーの投稿に対する法的責任を負わせると共に、それら企業に対して、何千もの投稿を検閲し、また米国国内での合法的な発言を根拠として、米国人を含む複数の政治評論家をプラットフォームから排除するよう秘密命令を出したうえ、それに従わなかったことを理由として高額な罰金を科し、ブラジル国内での利用を禁止し、さらにそれら企業の幹部の逮捕又は刑事訴追を行うと脅迫したこと。また、ブラジル政府が、個人データの越境移転に対して、日常的な事業上の目的を十分に考慮していない可能性のある過度に広範な規制を敷くと共に、電子決済サービスに関して、政府が開発したサービスの優遇を含め、数々の不公正慣行を行っていること。
- ブラジルが、高い MFN 関税率を維持しつつ、メキシコ、インド等の一部の貿易相手国に対して、一定分野しか自由化対象としない特恵通商取決めを通じて、不公正に、米国には付与していない特恵関税措置を付与し、米国からの輸出品の公正競争が妨げられていること。
- 検察官による不透明な司法取引や、司法判断に関する利益相反など、ブラジルの汚職撲滅への取組みが一部の分野で著しく弱まっており、それにより、ブラジルで通商及び投資を行う米国企業がふり益を被っており、また米ブラジル貿易・経済協力協定にかかる貿易規則及び透明性に関するプロトコル、OECD 外国公務員贈賄防止条約等に基づく贈収賄・汚職撲滅に関する規範に関する懸念が生じていること。
- ブラジルには、知的財産権に対して効果的な保護及び執行を与えない行為、政策及び慣行が認められ、模倣品、改造ゲーム機、違法ストーリーミングデバイス、その他の迂回デバイスの広範な輸入、流通、販売、使用に効果的に対処できていないことに加え、特にバイオ医薬品に関して特許申請の審査中件数が全体的に高止まりしており、審査期間の長さにより特許の存続期間が縮減されていること。
- ブラジルは、かつて米国との間で相互に事実上エタノールの関税を無税としていたが、2017 年 9 月以降方針を転換して関税割当（割当超過分には 20 %の関税を適用）を導入し、2020 年 12 月に関税割当が失効すると全ての輸入エタノールに関税を賦課し、2024 年 1 月以降は 18 %の関税を適用していること。
- ブラジルの環境法令が効果的に執行されておらず、違法な森林伐採に繋がり、それが農用地に転用されることにより土地のコスト低減・供給増を通じて農作物（牛肉、コーン、大豆等）の生産・輸出に不公正な競争上の優位性を与えていること、及び違法伐採木材が米国市場に違法に流入して合法的に生産された米国産品に比して不当な競争上の優位を得ていること。

USTRはその後、2025 年 7 月 17 日から利害関係者からのパブリックコメントを募集し、また同年 9 月 3 日には公聴会を開催した。

これに対してブラジルは、米国による本件調査及び後述の IEEPA に基づく複数の関税措置に関して、WTO において協議要請を実施（DS640）した。

⑥ ニカラグアの労働者の権利、人権及び法の支配に対する 301 条調査

USTR は、2024 年 12 月 10 日、ニカラグアの労働者の権利、人権及び法の支配に関する行為、政策及び慣行について、301 条に基づく調査を開始した。調査においては、政治的動機による逮捕及び投獄、宗教団体及び非政府組織のメンバーの弾圧、法廷外の殺害、残虐で非人道的又は屈辱的な取扱い、表現及び移動の自由の制限、疎外されたグループのメンバーに対する暴力、結社の自由及び団体交渉の弾圧、強制労働、人身売買、立法及び司法の独立性の排除、財産の不当な押収、恣意的な罰金及び判決、その他の有害な行為など、ニカラグアが労働者の権利及び人権を侵害し、法の支配を解体して米国の商業にとって不合理又は差別的かつ負担又は制限になる行為、政策及び慣行を行っているか否かを調査するとされた。USTR はその後、2025 年 1 月 8 日を期限として利害関係者からの意見を募集するとともに、2025 年 1 月 16 日には公聴会を開催した。

USTR は、2025 年 10 月 20 日、労働者の権利、人権及び法の支配に関する行為、政策及び慣行は不合理であり、米国の商業にとって負担又は制限になるという調査結果を公表。301 条に基づく措置として、ドミニカ共和国・中米・米国自由貿易協定（CAFTA-DR）のニカラグアへの適用の停止、撤回、又は阻止、ニカラグアの一部又は全部の製品に対する最大 100 %の追加関税の賦課など、一連の措置を提案し、当該提案について 2025 年 11 月 19 日を期限として書面によるパブリックコメントを募集した。

その後、USTR は、2025 年 12 月 10 日、CAFTA-DR に基づかずニカラグアから輸入される全製品に対して、2026 年 1 月 1 日以降、2 年間をかけて段階的に関税を引き上げる措置を公表。2026 年 1 月 1 日から 1 年間の関税率は 0 %、2027 年 1 月 1 日に 10 %へと引き上げられ、2028 年 1 月 1 日には 15 %まで引き上げるとし、これらの関税はニカラグアに対する相互関税（18 %）に上乗せして適用されるとした。

⑦ 製造業における構造的過剰生産・生産能力に関する 301 条調査

USTR は 2026 年 3 月 11 日、製造業における構造的過剰生産・生産能力に関連する貿易相手国の行為、政策、慣行について 301 条調査を開始した。本調査が対象とする「構造的過剰生産能力」とは、製造業における遊休生産能力であって、企業が非効率な形でそれを維持・拡張することを促進する政府介入又は政策により維持されているもの、と説明されている。調査対象となった貿易相手国は、日本に加え、中国、EU、シンガポール、スイス、ノルウェー、インドネシア、マレーシア、カンボジア、タイ、韓国、ベトナム、台湾、バングラデシュ、メキシコ及びインドであり、米国は、これらの国・地域が、国内及び世界的な需要と無関係に過剰生産能力を発達させ、製造業における過剰生産や大規模又は恒常的な貿易黒字、遊休生産設備といった問題を引き起こしていると主張。こうした構造的過剰生産・生産能力が、サプライチェーンのリショアリングや米国労働者に対する高賃金の職の提供に関する米国政府の取組における深刻な課題になっていると位置づけている。

USTRはその後、2026 年 3 月 17 日から利害関係者からのパブリックコメントの募集を開始し、また同年 5 月 5 日から 8 日には公聴会の開催を予定している。パブリックコメントの募集要項において、USTR は調査対象となった貿易相手国ごとに具体的な問題点を指摘しており、このうち日本については、日本の自動車企業の中に、中国企業と同様に赤字又は借入利率の返済ができない状態にあるものが存在することが、自動車産業における構造的過剰生産・生産能力が存在する証拠となっていると主張している。また、日本は全世界との物品貿易では 360 億米ドルの貿易赤字であるにもかかわらず、対米国では 570 億米ドルの貿易黒字を計上しているほか、自動車・自動車部品、光学・撮影・技術・医療機器等では全世界との物品貿易でも貿易黒字を維持している中、対米貿易黒字のほとんどは対米輸出の 3 分の 1 を占める自動車産業によるものであると指摘したうえで、根拠情報・資料等を示すことなく、「赤字だが事業を継続している日本企業の割合が、日本経済における過剰生産能力の表れである」と主張している。

⑧ 強制労働により生産された物品の輸入禁止の未導入・不執行に関する 301 条調査

USTR は 2026 年 3 月 12 日、強制労働により生産された物品の輸入禁止を未導入である、又は導入していても実効的に執行していない各国の行為、政策、慣行について 301 条調査を開始した。本調査が対象とする「強制労働」とは、労働者が自ら自発的に申し出していない労働又は役務であって、罰則の脅威の下で人から強制的に引き出されたものをいうと説明されている。調査対象となった国・地域は、日本に加え、EU、中国、英国、オーストラリア、カナダ、ブラジル、インド、ロシア、韓国、台湾など60にのぼる。USTR は、強制労働が各種国際法に違反することは広く認められてきたにもかかわらず、

⁸ Office of the United States Trade Representative, Initiation of Section 301 Investigations: Acts, Policies, and Practices of Certain Economies Relating to Structural Excess Capacity and Production in Manufacturing Sectors, 91 FR 12886 (March 17, 2026), <https://www.federalregister.gov/documents/2026/03/17/2026-05214/initiation-of-section-301-investigations-acts-policies-and-practices-of-certain-economies-relating>.

強制労働は世界中で持続し又は拡大していると指摘。その中であって、米国は強制労働により生産された物品の貿易禁止の取組を先導してきたとし、米国の働き掛けにより、米国に加え、カナダ、メキシコ及び EU がそれら物品の輸入及び販売を禁止する規制を導入すると共に、米国との相互関税合意において複数の国が同様の規制の導入を約束したとする。しかし、いずれの国・地域もそれらの規制を実効的に執行できておらず、その結果、企業が強制労働により生産された輸入品の調達・使用を通じて利益を得ていると主張している。また、強制労働により生産された物品の貿易を禁止していない国・地域の市場においては、米国産品が強制労働により人為的に生産費用が押し下げられている物品との競争を強いられ、販売・収益の減少や市場からの退出に追い込まれたり、米国労働者や市民に害を与えたりしうると指摘し、強制労働を根絶することが米国の経済安全保障及び国家安全保障に必要な優先課題であると主張している。

USTR はその後、2026 年 3 月 17 日から利害関係者からのパブリックコメントの募集を開始し、また同年 4 月 28 日から 5 月 1 日にかけて公聴会の開催を予定している。

なお、その他の、最近の主な通商法 301 条に基づく調査開始事例については、2016 年版不正貿易報告書 147 頁や 2025 年版不正貿易報告書 100-101 頁を参照されたい。

(2) 1962 年通商拡大法 232 条

<措置の概要>

米国大統領は、1962 年通商拡大法 232 条（Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962）に基づき、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与える場合、輸入調整等の措置をとることができる。大統領の措置の前提として、商務長官が、対象輸入品による国家安全保障上の脅威の有無を調査する。商務長官は、当該調査開始から 270 日以内に、大統領に対し、調査報告を行わなければならない。調査の結果、商務長官が対象輸入品について、米国の国家安全保障への脅威があると判断した場合は、その旨報告し、輸入調整を行うべきかについて勧告する。

大統領は、国家安全保障上の脅威があるとの報告を受けた場合、90 日以内に、(i) かかる調査報告に同意するか、及び、(ii) 何らかの輸入調整（禁輸、関税引上げ、輸入数量制限、関税割当、輸入を制限するための交渉開始等）を行うか否かを決定する。大統領は、輸入調整の決定後 15 日以内にこれを実施する。

〔調査手続〕

商務長官は、(i) 関係省庁の長官、利害関係者の申立て又は職権により、対象輸入品による国家安全保障に対する影響について、調査を開始し（232 条(b)(1)(A)）、(ii) 国防長官に対し、即座に調査開始を通知する（同(B)）。商務長官は、調査の過程において (i) 国防長官と、本件調査の方法と調査に関連して生じる政策上の問題について協議し、(ii) 適切な米国当局者から情報・助言を求め、協議し、(iii) 適切であれば、合理的通知を行い、公聴会又はその他の方法で、利害関係者から調査に関する情報又は助言を受ける機会を設ける（同条2)(A)）。商務長官の求めがあった場合、國務長官は調査対象産品の国防上の必要性について意見を出さなければならない（同（B））。

商務長官は、本件調査開始後 270 日以内に、大統領に対し調査報告書を提出しなければならない。輸入品により国家安全保障を損ねるおそれがあると認定した場合、その旨、大統領に報告しなければならない（同条3)(A)）。機密情報を含まない調査報告書は、連邦官報で公表しなければならない（同（B））。

<国際ルール上の問題点>

米国による 1962 年通商拡大法 232 条（国防条項）に基づく、譲与表を超えた関税の引上げは GATT 2 条（関税締約）、禁輸や数量制限は GATT 11 条（数量制限）などに不整合となりうる。また、輸出自主規制をとりとうすることも、とることも禁止されている（セーフガード協定 11 条）。これに対し、米国は、後述する鉄鋼・アルミの 232 条措置においても、GATT 21 条（安全保障例外）を援用し、同条が自己判断的（self-judging）条項で、パネルに同条の審査権はないと主張する（WTO のパネル判断（DS512, DS567 等）でかかる主張は否定されている。）。しかしながら、2025 年以降も、米国は上記の主張を繰り返しつつ、通商拡大法 232 条に基づく新規調査の開始や追加関税措置の導入を多数行っている。

安全保障例外を過度に広範に認めることは、安全保障例外の濫用をまねき、世界貿易を委縮させる懸念があり、世界の関連市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。

<最近の動き>

第一次トランプ政権下及びバイデン政権下における 232 条調査及び措置については、2025 年版不正貿易報告書 102-103 頁を参照。

第二次トランプ政権下では、新たに銅製品（銅鉱石、銅精鉱、精製銅、銅合金、銅スクラップ及び派生製品を含む）、木材製品、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、商用航空機・ジェットエンジン（部品を含む）、ポリシリコン（派生製品を含む）、無人飛行システム（部品を含む）、風力タービン（部素材を含む）、医療機器（個人防護具（PPE）、医療用消耗品、医療器具及び医療機器を含む）、並びにロボット・産業用機械に対する 232 条調査が開始され、このうち銅製品、木材製品、半導体、重要鉱物、中・大型トラックについては調査結果に基づき大統領が何らかの措置の導入を指示している（2026 年 2 月現在）。また、過去の調査結果に基づき、鉄鋼、アルミ、自動車及び自動車部品に関しても、新たな 232 条措置が導入された。

2025 年 7 月 1 日提出の商務省報告に基づき、木材・木材製品が国家安全保障を脅かすと判断され、2025 年 9 月 29 日に大統領が 232 条関税を決定した。具体的にはソフトウッド材に 10%、関税特定の家具に 25%→30%（2026 年 1 月 1 日以降）、キッチンキャビネット等に 25%→50%（2026 年 1 月 1 日以降）、としつつ一部の国・地域（日本・EU・英国・韓国）については最大関税率の上限を緩和（日本向けは最大 15%）がなされている。

① 鉄鋼・アルミに対する 232 条措置

過去の動向は、2025 年版不正貿易報告書 103-105 頁を参照。第二次トランプ政権発足直後の 2025 年 2 月 10 日及び翌 11 日、米国は再度鉄鋼・アルミの輸入調整に関する大統領布告を発表し、これに基づき同年 3 月 12 日より、全ての国からの鉄鋼・アルミ製品及び派生品の輸入に対して 25% の追加関税を課す（アルミ製品に関しては、従前 10% とされてきた追加関税率を引き上げる）と共に、追加関税対象となる鉄鋼・アルミ派生品の範囲を拡大した。このうち派生品については、鉄鋼コンテンツ又はアルミコンテンツの価格に対してのみ追加関税が賦課されることとされた⁹。個別輸入物品の原産地にかかわらず、鉄鋼製品の場合は米国内で溶鋼及び鋳造された鉄鋼製品を加工したものでない限り、またアルミ製品の場合は米国内で精錬・鋳造されたアルミ製品を加工したものでない限り、追加関税の適用対象となる。上記布告により、従前認められてきた製品別の除外も、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、日本、メキシコ、韓国、英国と合意してきた国別除外、数量制限、関税割当等の取り決めも、すべて 3 月 12 日に失効し、従来これらの取り決めの対象であった製品もすべて 25% の追加関税に服することとなった。同年 6 月 3 日以降、英国産のものを除き、関税率が 25% から 50% へ引き上げられた。

さらに、2025 年 2 月 10 日及び翌 11 日付けの布告により米国生産者・業界団体からの申請により新たな鉄鋼及びアルミ派生品を追加関税の対象に追加する手続を導入。初回は 2025 年 5 月 1 日から申請の受付が開始され、以降、毎年 1 月、5 月及び 9 月の最初の 2 週間を申請受付期間とし、14 日間のパブコメを実施した後、申立てから 60 日以内に当該派生品を追加関税の対象に加えるか否かを決定する。この追加手続によるものも含め、追加関税対象となる鉄鋼・アルミ派生品の範囲は順次拡大され、2025 年 4 月にはアルミ缶及び缶ビール、6 月には冷凍冷蔵庫、衣類乾燥機、洗濯機、食器洗浄機、冷凍庫、調理用コンロ・レンジ・オーブン、生ゴミ処理機、溶接ワイヤーラック等を、8 月には自動車部品、エアコン部品、医薬品、トラクターなどの鉄鋼派生品 392 品目及びアルミ 122 品目を新たに追加関税の対象として追加した。

他方で、各国との間で実施された関税交渉・合意の中で、個別に特定国・地域産の特定の製品に対する関税率が軽減されたり適用除外が設けられたりした例があり、例えば、日本との関係では、日米合意に基づき、WTO 民間航空機協定の対象となる日本産品（無人航空機を除く）に対しては相互関税や通商拡大法第 232 条に基づく関税措置が適用されないこととされている（同年 9 月 16 日施行）¹⁰。

これに対してカナダは、WTO において協議要請を実施（DS635）するとともに、米国の追加関税に対する報復として、鉄鋼・アルミ製品、コンピュータ、ディスプレイモニターなど（298 億カナダ・ドル相当）に 25% の追加関税を賦課する

⁹ 商務省産業安全保障局通知 “Implementation of Duties on Steel Pursuant to Proclamation 10896 Adjusting Imports of Steel Into the United States”, 90 FR 11249（2025 年 3 月 5 日）、商務省産業安全保障局通知 “Implementation of Duties on Aluminum Pursuant to Proclamation 10895 Adjusting Imports of Aluminum Into the United States”, 90 FR 11251（2025 年 3 月 5 日）。

¹⁰ Implementing Certain Tariff-Related Elements of the United States-Japan Agreement, Executive Order 14345, 90 FR 43535（2025 年 9 月 4 日）、Implementing Certain Tariff-Related Elements of the United States-Japan Agreement, 90 FR 44638（2025 年 9 月 16 日）

措置を3月13日に施行した。その後、9月1日より、追加関税措置の対象は鉄鋼・アルミ製品のみで縮減された。また、日本に加え、EU、英国及びインドは、米国の措置は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、今後セーフガード協定8条に基づく対米対抗措置（リバランス措置。第II部第8章1(2)(i)、同(5)③も参照）をとる権利を留保する旨の通報をWTOに対して実施。これに対し、米国は、2018年と同様、232条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張している。

② 自動車・自動車部品に対する232条措置

過去の動向は、2025年版不公正貿易報告書105頁を参照。

第二次トランプ政権発足後の2025年3月26日、米国は自動車及び自動車部品の輸入調整に関する大統領布告を発表し、これに基づき全ての国からの輸入自動車に対して同年4月3日から、また主要自動車部品の輸入に対して同年5月3日から、それぞれ25%の追加関税を課すとした。なお、USMCAに基づく特惠関税対象の自動車については、各モデルに含まれる米国産部品の申告に基づき、自動車の非米国産部品の価額（自動車の総価額から米国産部品の価額を引いたもの）に対してのみ追加関税を賦課するとされた。自動車部品についても同様に、USMCAに基づく特惠関税対象の自動車部品は非米国産コンテンツの価値のみに対して追加関税を課すとされ、そのための手続が整備され商務長官がその旨を官報通知するまで、USMCA 特惠関税対象の自動車部品には追加関税は適用されないこととされた。2026年2月現在、当該手続が整備された旨の商務長官の官報通知はなされておらず、したがってUSMCA に基づく特惠関税対象の自動車部品には本232条関税は適用されていない。日本産の自動車及び自動車部品に対しては、2025年7月22日の日米合意に基づき、同年9月16日以降、米国の基本関税率であるMFN 税率が15%以上の日本産品には本232条関税措置に基づく追加関税は賦課されず、MFN 税率が15%未満である場合にはMFN 税率と追加関税率の合計が15%となるよう関税が賦課されることとなった。

また、米国内で最終組立を行う自動車については、2025年4月3日から2026年4月30日は自動車の製造者希望小売価格の15%を占める自動車部品に対する関税（すなわち自動車の希望小売価格の15%×25%=3.75%）相当額が、2026年5月1日から2027年4月30日は自動車価格の10%を占める自動車部品に対する関税（すなわち自動車の希望小売価格の10%×25%=2.5%）相当額が、それぞれ関税支払義務から控除される。

さらに、2025年3月26日付けの大統領布告に基づき、商務省は、米国生産者・業界団体からの申請により新たな自動車部品を追加関税の対象に追加する手続を導入。初回は2025年10月1日から申請の受付が開始され、以降、毎年1月、4月、7月及び10月の最初の2週間を申請受付期間とし、14日間のパブコメを実施した後、申立てから60日以内に当該自動車部品を追加関税の対象に加えるか否かを決定するとされているが、2026年2月現在、初回の期間で受け付けた申請に係る自動車部品を含め、新たに追加関税の対象に追加された自動車部品はない。

自動車・自動車部品に対する本追加関税措置に対してカナダは、WTOにおいて協議要請を実施（DS637）するとともに、米国の追加関税に対する報復として、自動車（USMCA に基づき輸入されるものについては非カナダ産かつ非メキシコ産の部品の価額分のみ課税対象）に25%の追加関税を賦課する措置を4月9日に施行した。ただし、カナダ国内での生産継続及び投資計画の完了等を条件として、一定の数量（カナダ国内での生産又は投資が減少した場合には数量を削減）のUSMCA に基づく特惠関税率対象の米国産乗用車・トラックに対する追加関税を免除することとされた。

また、日本に加え、EU、英国及びインドは、米国の措置は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、今後セーフガード協定8条に基づく対米対抗措置（リバランス措置。第II部第8章1(2)(i)、同(5)③も参照）をとる権利を留保する旨の通報を実施。これに対し、米国は、232条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張している。

同盟国である日本からの自動車及び自動車部品の輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ、米国産業・雇用に多大な貢献をしている。また、我が国は、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易につながりかねない措置については反対し、いかなる貿易上の措置もWTO協定に整合的であるべきとの立場に基づき、様々な機会を通じ働きかけを行っている。

また、米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等数多くの日本企業が進出し、USMCAを活用した企業活動を行っているところ、これらの企業への影響などもかんがみ、USMCAのサイドレターの遵守・執行状況に関して、今後の動向についても引き続き注視している。

③ 銅の半製品等に対する 232 条措置

2025 年 2 月 25 日付け大統領令は、米国の国家安全保障、経済力及び産業における強靱性の実現に不可欠な銅の採掘及び精錬を少数の外国に依存していることや外国政府による市場操作のリスクを踏まえ、通商拡大法第 232 条に基づき、銅、銅スクラップ及び銅派生品の輸入が国家安全保障の脅威となるか否かを調査するよう、商務長官に指示。これを受けて、同年 3 月 10 日、商務省は、あらゆる形態の銅の輸入にについて、米国の国家安全保障に対する影響の有無に関する調査を開始し、利害関係者に対するパブリックコメントも実施したうえで、同年 6 月 30 日、調査結果に関する報告書を大統領に提出した。報告書において、商務省は、米国への銅輸入が米国の経済を弱体化させ、安全保障に必要な需要を満たす能力を低下させることを通じて、米国の国家安全保障に対する脅威となっていることを指摘し、2027 年から銅原材料の国内販売比率を 25 % にすることを義務付け、国内販売比率義務を 2028 年には 30 %、2029 年には 40 % へと増加させること、高品位銅スクラップの国内販売比率を 25 % にすることを義務付けること、及び高品質の銅スクラップの輸出管理・輸出許可制度を実施することを勧告した。これを踏まえ、同年 7 月 30 日、銅の半製品（銅管、銅線、銅棒、銅板等）及び銅含有量の多い派生製品（パイプ継ぎ手、ケーブル、コネクタ、電子部品等）の銅含有量（copper content）に対し、翌 8 月 1 日から 50% の 232 条追加関税を賦課した。これに対して、銅原材料である銅鉱石、銅精鉱、銅マット、銅アノード、銅カソード、銅スクラップ等には本布告に基づく関税は適用しないとされたが、2026 年 6 月 30 日までに商務長官から大統領に提出される、米国における精錬能力及び精錬銅市場を含む国内銅市場の最新情報も踏まえつつ、精錬銅に対して 2027 年 1 月 1 日から 15%、2028 年 1 月 1 日から 30 % という段階的な一律輸入税を課することが適切か、大統領は将来改めて判断することとされた。

さらに、2025 年 7 月 30 日付けの大統領布告に基づき、商務省は、米国生産者・業界団体からの申請により新たな銅派生製品を追加関税の対象に追加するを導入するとされていたが、2026 年 2 月現在、当該手続の導入は公表されていない。

また、銅原材料及び高品位銅スクラップは「国防に必要な希少重要原料」の要件を満たすと考えられることから、国防生産法（DPA）101 条（b）の権限を含め、高品質銅スクラップ等の国内供給義務の実施に向けてあらゆる適切な措置を講じることとされた。

他方で、各国との間で実施された関税交渉・合意の中で、個別に特定国・地域産の特定の製品に対する関税率が軽減されたり適用除外が設けられたりした例があり、例えば、日本との関係では、日米合意に基づき、WTO 民間航空機協定の対象となる日本産品（無人航空機を除く）に対しては銅半製品にかかる通商拡大法第 232 条に基づく関税措置が適用されないこととされている（同年 9 月 16 日施行）¹¹。

なお、英国及びインドは、米国の上記の銅に関する措置は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、今後セーフガード協定 8 条に基づく対米対抗措置（リバランス措置。第 II 部第 8 章 1(2)(i)、同(5)③も参照）をとる権利を留保する旨の通報を実施。これに対し、米国は、232 条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張している。

④ 木材・木材製品に対する 232 条措置

2025 年 3 月 1 日付け大統領令は、木材関連産業が米国の国家安全保障、経済力及び産業における強靱性の実現に不可欠な製造産業であることに加え、民間の建設産業及び軍に必須であり米軍が核心的な建築用木材製品に投資をしていることを踏まえ、通商拡大法第 232 条に基づき、木材及び木材製品並びにこれらの派生製品の輸入が国家安全保障の脅威となるか否かを調査するよう、商務長官に指示。これを受けて、同年 3 月 10 日、商務省は、木材及び木材製品並びにこれらの派生製品の輸入について、米国の国家安全保障に対する影響の有無に関する調査を開始し、利害関係者に対するパブリックコメントも実施したうえで、同年 7 月 1 日、調査結果に関する報告書を大統領に提出した。報告書において、商務省は、外国の補助金や不正な貿易慣行に起因する米国への木材製品輸入が米国の経済を弱体化させ、国内木材産業の生産能力を活用できなくさせることを通じて、米国の国家安全保障に対する脅威となっていることを指摘した。

これを踏まえ、同年 10 月 14 日以降、針葉樹丸太及び製材に対して 10 %、布張り木製家具並びにキッチン戸棚、洗面台及びその部品に対して 25 % の追加関税がそれぞれ賦課された。2027 年 1 月 1 日以降、布張り木製家具に対する関税率は 30 % に、またキッチン戸棚、洗面台及びその部品に対する関税率は 50 % に、それぞれ引き上げられる。

¹¹ Implementing Certain Tariff-Related Elements of the United States-Japan Agreement, Executive Order 14345, 90 FR 43535（2025 年 9 月 4 日）、Implementing Certain Tariff-Related Elements of the United States-Japan Agreement, 90 FR 44638（2025 年 9 月 16 日）

なお、各国との間で実施された関税交渉・合意に基づき、個別に特定国・地域産の特定の製品に対する関税率が軽減されたり適用除外が設けられたりした例があり、例えば、日本との関係では、日米合意に基づき、木材製品にかかる関税率は、MFN 税率を含め 15 %を超えないこととされている。

また、英国は、本追加関税は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、今後セーフガード協定 8 条に基づく対米対抗措置（リバランス措置、第Ⅱ部第 8 章1(2)(i)、同(5)③も参照）をとる権利を留保する旨の通報を実施。これに対し、米国は、232 条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張している。

⑤ 中・大型トラック及びバスに対する 232 条措置

2025 年 4 月 22 日、米国商務省は、中型・大型トラック及びその部品並びにこれらの派生製品の輸入について、米国の国家安全保障に対する影響の調査を開始し、利害関係者に対するパブリックコメントも実施したうえで、同年 9 月、調査結果に関する報告書を大統領に提出した。報告書において、商務省は、中型・大型トラック（及びバス）は人員、武器システム、陸上軍用車両及び必需品の輸送を可能とし、軍のあらゆる部門の陸上移動、戦闘支援及び兵站オペレーションを補助するだけでなく、避難誘導や現地活動能力の提供を通じて医療、法執行、災害救援等の緊急対応にも用いられること、平時でも中型・大型トラックは食糧、燃料及び医療物資を含む米国内の陸上運送の 70 %以上を担い、米国の重要インフラの継続性及び経済の安定に不可欠であること、それにもかかわらず中型・大型トラックのエンジン、バッテリー、トランスミッションシャフト等の重要部品を外国産に依存していることから、輸入が滞った場合に防衛、インフラ維持などが困難になるおそれがあり、米国の国家安全保障に対する脅威となっていることを指摘した。

これを踏まえ、2025 年 10 月 17 日付け大統領布告により、同年 11 月 1 日以降、中型・大型トラック及びその部品並びにこれらの派生製品に対して 25 %、バス等に対しては 10 %の追加関税がそれぞれ賦課された。USMCA に基づく特恵関税対象の中型・大型トラック（中型・大型トラックのノックダウンキット及びバス等は含まない）については、輸入者が各モデルに含まれる米国産部品を申告した場合、自動車の非米国産部品の価額（自動車の総価額から米国産部品の価額を引いたもの）に対してのみ追加関税を賦課するとされた。中型・大型トラック部品についても同様に、USMCA に基づく特恵関税対象の自動車部品は非米国産コンテンツの価値のみに対して追加関税を課すとされたが、そのための手続が整備され商務長官がその旨を官報通知するまで、USMCA 特恵関税対象の中型・大型トラック部品には追加関税は適用されないこととされた。

また、米国内で最終組立を行う中型・大型トラックについては、2025 年 11 月 1 日から 2030 年 10 月 31 日は自動車の製造者希望小売価格の 15 %を占める自動車部品に対する関税（すなわち自動車の希望小売価格の 15 %× 25 % = 3.75 %）相当額が関税支払義務から控除される。

なお、英国は、本追加関税は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、今後セーフガード協定 8 条に基づく対米対抗措置（リバランス措置、第Ⅱ部第 8 章1(2)(i)、同(5)③も参照）をとる権利を留保する旨の通報を実施。これに対し、米国は、232 条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張している。

⑥ 先端半導体に対する 232 条措置

2025 年 4 月 1 日、米国商務省は、半導体及び半導体製造装置並びにこれらの派生製品の輸入について、米国の国家安全保障に対する影響の調査を開始し、利害関係者に対するパブリックコメントを実施したうえで、2025 年 12 月 22 日、調査結果に関する報告書を大統領に提出した。報告書において、商務省は、半導体は米国の経済、産業及び軍事における強さに不可欠であるところ、米国の半導体製造能力では防衛上の必要及び増加傾向にある民間需要に対応できず、その 10 %しか製造できておらず、外国からの輸入に大きく依存していることは、深刻な国家安全保障上及び経済安全保障上のリスクを生じさせていると指摘。商務省はこのリスクに対処するため、二段階のアプローチを推奨し、まず第一段階では米国半導体産業を強化する潜在的可能性のある各国と協議しつつ、米国内での AI 技術の発展に必要な少数の先端半導体に限定して 25 %の関税を賦課し、米国内の技術サプライチェーンの発展のために輸入される半導体には関税を賦課しないようにしつつ、各国との交渉が妥結した段階で、第二段階として、相当程度の（significant）関税を賦課しつつ、米国内の半導体サプライチェーンに投資した場合には関税負担を減免されるようにすることを提案した。

この二段階アプローチ提案を採用した大統領は、2026 年 1 月 14 日付けの大統領令において、商務長官及び USTR にに対し、両者が適切と考える諸外国との間で、輸入半導体関連製品による国家安全保障上の脅威に対処するための合意（大統領布告では具体例として、通商拡大法 232 条（c）（3）（A）（i）が掲げる、安全保障を損なう物品の米国への輸

出入を限定又は制限する合意を例示。) に向けて交渉を試み、90 日以内に交渉の進捗状況を大統領に報告するよう指示している。同時に、1 月 15 日以降、NVIDIA H200、AMD MI325X などの特定の先端半導体チップに対して 25 %の追加関税が賦課される。しかし、米国内で使用される先端半導体には関税は賦課されないとされ、具体的には、米国内のデータセンター用途、修理やリプレース用途、研究開発用途、スタートアップが使用する場合、データセンター以外の消費者用途、データセンター以外の民間産業用途、公共セクターでの使用、その他商務長官が米国の技術サプライチェーン又は国内の半導体派生製品の製造能力強化に資すると決定したその他の用途で輸入される先端半導体は、追加関税の対象外とされた。このように、追加関税対象をごく少数の先端半導体チップに限定しつつ、米国内で使用されるものは広く追加関税の適用除外としているのは、本措置が、米国外で米国技術を用いて生産された先端半導体を中国へ輸出することを許可することと引き換えに、一度米国に輸入して関税を支払い、米国内で所定の検査を実施したうえで中国への輸出を許可するという米国政府のスキームの一環であることによるとと思われる¹²。

⑦ 重要鉱物に対する 232 条措置

2025 年 4 月 22 日、米国商務省は、加工済み重要鉱物及び派生製品の輸入について、米国の国家安全保障に対する影響の調査を開始し、利害関係者に対するパブリックコメントも実施したうえで、同年 10 月 24 日、調査結果に関する報告書を大統領に提出した。報告書において、商務省は、加工重要鉱物及び派生製品は防衛及び重要インフラを含むほぼ全ての産業に不可欠であり、軍事用及び民生用の双方のサプライチェーンに組み込まれており、先端武器システム、エネルギーインフラから日用品に至るまでの生産に必要であるところ、米国は加工重要鉱物及び派生製品を過度に輸入に依存しており、重要鉱物市場の持続不可能な価格変動により国内生産能力が弱体化していることが、深刻な国家安全保障上の脆弱性を生じさせており、外国勢力につけ込まれ得る (could be exploited) と指摘。この報告書を踏まえ、大統領は、加工重要鉱物及び派生製品の輸入が米国の安全保障上の脅威にならないよう、貿易相手国との間で交渉を開始することが必要かつ適切と判断し、2026 年 1 月 14 日付けの大統領布告において、商務長官及び USTR に対して、加工重要鉱物及び派生製品のあらゆる国からの輸入に関する安全保障条の脅威に対処するための合意 (大統領布告では具体例として、通商拡大法 232 条(c)(3)(A)(i) が掲げる、安全保障を損なう物品の米国への輸出入を限定又は制限する合意を例示。) に向けて交渉を試み、180 日以内に貿易相手国との交渉進捗状況を大統領に報告するよう指示した。交渉に際しては、重要鉱物貿易における最低価格制度 (price floors for trade in critical minerals) 及びその他の貿易制限措置を考慮すべきとされた。同布告では、貿易相手国との交渉結果次第では、大統領は最低輸入価格制度など別の代替措置を検討すると表明している。

(3) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条)

<措置の概要>

スペシャル 301 条は、1988 年包括通商競争力法 (Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act of 1988) 1303 条により 1974 年通商法 182 条が改正されて導入されたプロセスである。現在、USTR は、1974 年通商法 182 条に基づき、貿易障壁年次報告書 (Annual National Trade Estimate Report) の提出後 30 日以内に提出する報告書において、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を「優先国」 (priority foreign countries) として特定することとしている。USTR は、当該特定から 30 日以内に調査及び当該「優先国」との協議を開始し (1974 年通商法 302 条(b)(2)(A)、303 条)、紛争解決手続終了から 30 日以内又は調査開始から 6 か月以内に対抗措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定しなければならない (304 条(a)(3))。

USTR は、スペシャル 301 条のプロセスを促進するため、優先監視リスト (Priority Watch List) 及び監視リスト (Watch List) を作成している。

¹² 中国への AI 用先端半導体輸出を許容する代わりに、売上高の一部を米国政府が徴収するという構想については、例えば 2025 年 12 月 9 日付けトランプ大統領の SNS (トゥルースソーシャル) への投稿 (<https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/115686072737425841>) を参照。これらの先端半導体の中国への輸出許可条件 (米国内での認定検査機関によるサンプル検査の実施等) については、15 CFR Part 748 参照 (本文に関連する 2026 年 1 月 15 日施行の改正内容については、Revision to License Review Policy for Advanced Computing Commodities, 91 FR 1684 (2026 年 1 月 15 日) 参照)。

<国際ルール上の問題点>

1974年通商法301条に関する手続と同様の懸念がある。

<最近の動き>

2025年4月に USTR より公表された「2025年スペシャル301条報告書」(2025 Special 301 Report)は、中国、インドネシア、インド、ロシア、アルゼンチン、チリ及びベネズエラにメキシコを加えた8カ国を「優先監視国」として掲載し、タイ、ベトナム、パキスタン、アルジェリア、エジプト、トルコ、バルバトス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ、ベラルーシ及びブルガリアの18カ国を「監視国」として掲載している。

(4) 国際緊急経済権限法 (IEEPA)

<措置の概要>

国際緊急経済権限法 (IEEPA: The International Emergency Economic Powers Act, 合衆国法典第50編第1701条以下)は、米国の安全保障、外交又は経済に対する「異常かつ特別な脅威」(unusual and extraordinary threat)であって、その原因の全部又は大部分が米国外にあるものに対処するため、大統領が当該脅威にかかっている国家緊急事態を宣言した場合に、①外国為替取引等の調査、規制、禁止、②取引、輸出入等の調査、規制、禁止等、及び③外国又は外国人による武力攻撃を受けているときには当該国等の財産の没収等を行う広範な権限を大統領に付与している。大統領権限の発動要件である「異常かつ特別な脅威」に関する定義は特に規定されていないが、発動しうる大統領権限のうち特に②は、あらゆる財産の取引や輸出入の規制を可能とするものであり、条文上明示されているいくつかの除外事項に抵触しない限り、大統領に広範な裁量が与えられている。また、国家緊急事態の宣言は別の法律である国家緊急事態法 (NEA: National Emergency Act, 合衆国法典第50編第1601条以下)に基づき行われる必要があるが、同法は国家緊急事態宣言を行うための手続に関する規律を置いているにとどまり、何を国家緊急事態として宣言するかについては、大統領に広範な裁量を与えている。このように IEEPA は大統領に貿易措置発動に関する広い裁量を与えているが、2026年2月の米国連邦最高裁判所判決により、関税措置は本法が付与する大統領権限の範囲外であり、したがって IEEPA に基づき関税措置を導入することはできないことが明確化された。

その一方で、IEEPA に基づく大統領権限発動のための手続要件については、法律上、一定の規律が設けられている。IEEPA に基づく権限を発動するためには、大統領はまず、NEA に基づき、特定の「異常かつ特別な脅威」に関して国家緊急事態を宣言し、直ちにその旨の布告を議会に送付すると共に官報に掲載することが義務付けられており、また布告の中で「IEEPA に基づく大統領権限を発動する」旨を明記する必要がある。さらに、IEEPA に基づく大統領権限を発動するためには、「あらゆる機会を捉えて」権限発動前に連邦議会と協議することが義務付けられていることに加え、(1) 権限発動を必要とする状況、(2) 当該状況が「その原因の全部又は大部分が米国外にある異常かつ特別な脅威」に該当すると大統領が信じる理由、(3) 当該状況に対処するために行行使する権限及び具体的な措置、(4) 当該措置が当該状況に対処するために必要であると大統領が信じる理由、並びに(5) 措置対象国及びその理由を明記した報告書を権限発動に際し議会に送付することが義務付けられる。加えて、大統領は、IEEPA に基づく権限を行使している間、少なくとも6か月ごとに1回、IEEPA 上の権限に基づき実施した措置等について議会に報告することが義務付けられている。

また、IEEPA 上の権限を基礎づける国家緊急事態宣言は、1年ごとに更新しない限り自動的に終了するほか、大統領の決定によるだけでなく両議院の議決により終了させることも可能である。ただし、大統領は拒否権を発動でき、拒否権を覆すためには両院で3分の2の賛成による再議決が必要となる。実際には、多くの国家緊急事態宣言が長期間にわたって維持されており、IEEPA に基づく大統領権限発動の規模、範囲、頻度は増加傾向にあるという指摘もある¹³。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、IEEPA は米国大統領に広範な経済取引規制権限を付与しうが、特定国や特定国籍者の経済取引のみを規制対象とする場合には GATT などにおける最恵国待遇義務 (GATT 1 条)、譲許表を超えて関税を引き上げる場合には関税譲許 (GATT 2 条) の違反となりうるほか、数量制限禁止 (GATT 11 条)、数量制限措置の無差別適用義務 (GATT

¹³ Congressional Research Service, *The International Emergency Economic Powers Act: Origins, Evolution, and Use*, R45618 (2024年1月30日)15頁。

13 条)、市場アクセス約束 (GATS 14 条) などの WTO 協定上の各種義務に違反しうる。また、WTO の各協定における一般例外や安全保障例外の適用要件については、パネル・上級委先例は制限的な解釈を示してきており、個別措置の性質・内容に応じて、列挙されている正当化類型に該当するか否かをパネル・上級委が個別措置ごとに審査判断することとされている。

なお、EU は、IEEPA に基づく相互関税 (後述) は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、今後セーフガード協定 8 条に基づく対米対抗措置 (リバランス措置。第 II 部第 8 章 1(2)(i)、同(5)③も参照) をとる権利を留保する旨の通報を実施¹⁴。これに対し、米国は、IEEPA に基づく相互関税措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではなく、GATT 21 条に従った措置であると主張している¹⁵。

<最近の動き>

IEEPA は従来、特定の国、個人、テロリストなどの団体を対象として、米国に対する軍事的脅威、奴隷労働や信教の自由の否定などの人権侵害、政治的抑圧、腐敗、民主的手続の毀損等に立脚する米国に対する脅威を理由として、経済取引の禁止や資産凍結などの経済制裁を実施するための根拠法として機能してきた¹⁶。また、過去には、デュアル・ユース品目の安全保障輸出管理制度の根拠法律 (Export Administration Act) が失効した際に、同制度を存続させるための代替的な法的根拠として一時的に利用されたこともあった。他方で、1977 年の制定以来、米国の現政権に至るまで、IEEPA に基づく大統領権限により関税を賦課した事例はなかった¹⁷。米国の現政権が IEEPA に基づき実施した関税措置のうち主なものは以下のとおり。

①不法移民・違法麻薬生鎮痛薬 (フェンタニル等) の米国流入を理由とするカナダ、メキシコ及び中国に対する関税措置

米国は 2025 年 1 月 20 日、南部国境からの人及び違法薬物の流入を理由として国家緊急事態を宣言すると共に、米軍の動員等の権限を発動することを布告した。さらに、2025 年 2 月 1 日、米国はこの国家緊急事態宣言の範囲を拡大し、不法移民と違法な麻薬性鎮痛薬 (フェンタニル等) の米国への流入を阻止するための中国、カナダ、メキシコの取組が不十分であることを国家緊急事態に追加すると共に、それにより米国に「その原因の全部又は大部分が米国外にある異常かつ特別な脅威」がもたらされているとして、IEEPA 上の大統領権限に基づき、中国 (香港及びマカオを含む)、カナダ、メキシコからの輸入に追加関税を賦課することを宣言した。併せて、カナダとメキシコ産の全産品に 25 % (ただし、カナダ産エネルギー・エネルギー資源に対しては 10 %)、全中国産品に 10 %の追加関税をそれぞれ課す大統領令を発令した。

中国に対する追加関税は 2 月 4 日に施行され、これが IEEPA における大統領権限に基づく初めての関税賦課となったが、さらに、3 月 4 日には、中国側の麻薬性鎮痛薬の米国への流入を阻止する取組が不十分であるとして、追加関税率が 20 % へと引き上げられた。その後、2025 年 10 月 30 日に韓国で開催された米中首脳会談において両国が互いに貿易措置を一部緩和・停止することに同意したことを受け、同年 11 月 10 日より、中国に対する追加関税率は 10 %へと引き下げられた。

一方、カナダとメキシコへの追加関税の適用開始は一月延期されたものの、同年 3 月 4 日には施行され、同月 7 日以降は、新たにカナダ産カリ (potash) に対する関税率が 10 %へと引き下げられたほか、USMCA の特惠税率の適用を受け無税で輸入される産品は、追加関税の対象から除外された。その後、米国は何度かメキシコに対する追加関税率引上げを示唆したが、現在に至るまで、メキシコに対する追加関税率は 25 %のまま維持されている。他方で、カナダに対する追加関税率は、フェンタニル等の違法薬物の流入阻止に関するカナダ側の非協力姿勢及び追加関税措置に対してカナダが報復措置を講じたことを理由として、2025 年 8 月 1 日より、35 %へと引き上げられた (カナダ産エネルギー・エネルギー資源及びカリに対する 10 %の軽減税率及び USMCA 特惠税率の適用を受ける産品の適用除外は維持)。

こうした米国の措置に対して、中国及びカナダは WTO において協議要請を実施 (それぞれ DS633、DS634)。加えて、中国は、米国の追加関税に対する報復として、米国産の石炭及び LNG に 15 %、原油、農業機械等に 10 %の追加関税を賦課する措置を 2025 年 2 月 10 日から施行した。さらに、同年 3 月 4 日に全中国産品に対する追加関税が 20 %に引き上げられたことに対する報復として、米国産の鶏肉や小麦、トウモロコシなどに 15 %、大豆、豚肉、牛肉などに 10 %の追加関税をそれぞれ賦課する等の対抗措置を 3 月 10 日から施行した。しかしその後、2025 年 10 月 30 日に韓国で開

¹⁴ GI/1574、G/SGN/12/EU/3。

¹⁵ G/CW/867、G/SG/325。

¹⁶ Congressional Research Service, *The International Emergency Economic Powers Act: Origins, Evolution, and Use* R45618 (2024 年 1 月 30 日)21-26頁。

¹⁷ Congressional Research Service, *The International Emergency Economic Powers Act: Origins, Evolution, and Use* R45618 (2024 年 1 月 30 日)26頁参照。

催された米中首脳会談において両国が互いに貿易措置を一部緩和・停止することに同意したことを受け、中国は、同年 11 月 10 日より、上記全ての関税措置を停止した。一方、カナダは、上記の米国の不法移民及び違法薬物の流入を理由とする追加関税措置に対する報復として、ゴム製空気タイヤ、化粧品等の米国製品（300億カナダ・ドル相当）に対して 25 %の追加関税を賦課する措置を同年 3 月 4 日に施行し、加えて、同月 13 日には、鉄鋼・アルミ製品、コンピュータ、ディスプレイモニター等の米国製品（298 億カナダ・ドル相当）に対して 25 % の追加関税を賦課する措置を施行した。その後、カナダは、米国から USMCA 特恵税率の適用を受ける製品には追加関税が適用されないことの確約を得たとし、米国の措置と揃え、米国との通商交渉の端緒とすることを理由に、2025 年 9 月 1 日より、鉄鋼・アルミ製品（156 億カナダ・ドル相当）以外の米国製品に対する上記追加関税措置を全て撤廃した。

その後、2026 年 2 月 20 日の米国連邦最高裁判所判決により IEEPA に基づき発動された全ての関税措置は違法であると判断されたことを踏まえ、同日付の大統領令¹⁸により、本関税措置は完全に廃止されることとなり、同月 24 日から関税徴収が停止された¹⁹。

② 「相互関税」措置

米国はさらに、2025 年 4 月 2 日付け大統領令により、他国の非対称的な関税率や為替操作、過剰な付加価値税（VAT）を含む非関税障壁など、貿易関係における相互性の欠如によって引き起こされる貿易赤字、米国製造業・防衛産業の空洞化等の国家の緊急事態に対処することを理由として国家緊急事態を宣言すると共に、IEEPA に基づき、ほぼ全ての輸入品に対する 10 %の追加関税措置を発表し、同月 5 日から賦課を開始した。加えて、米国が貿易赤字を抱える国・地域の一部に対して、国別の追加関税率²⁰を設定し、これら指定された国・地域からの全輸入品に対しては同月 9 日から関税率を 10 %から各国・地域別に設定された追加関税率へと引き上げ、日本には 24 %の追加関税が課されることとなったが、同月 10 日には、中国に対する国別追加関税を除き、この引上げ分を 90 日間停止する旨の大統領令が施行された。2025 年 7 月 7 日付け大統領令により、各国・地域別の追加関税率の適用はさらに 2025 年 8 月 1 日まで再延期されたが、その後米国は、各国・地域に対して個別に、米国側の要求と、それが受け入れられない場合に新たな個別の追加関税率を適用する旨を記載した書簡を順次送付すると共に、大統領の SNS で公表。日本に宛てた 2025 年 7 月 7 日付けの書簡では、日本の関税障壁及び非関税障壁に起因する米国の日本に対する貿易赤字等を理由として、同年 8 月 1 日から全ての日本からの輸入品に 25 %の関税を賦課する旨が宣言されると共に、日本側が関税を引き上げる場合には引上げ分と同じ関税率を 25 %に上乗せして賦課する旨が記載されていた²¹。しかし、同年 7 月 22 日に日本政府は米国の関税措置等に関して米国と合意に至り、米国の基本関税率である MFN 税率が 15 %以上の日本製品には相互関税は賦課されず、MFN 税率が 15 %未満である場合には MFN 税率と相互関税率の合計が 15 %となるよう関税が賦課されることとなった。この合意にかかわらず、2025 年 7 月 31 日付けの相互関税の修正に関する大統領令では、大統領令の署名日の 7 日後（8 月 7 日）から日本に対して 15 %の相互関税を賦課すると規定されたが、その後、同年 9 月 4 日付けの大統領令において相互関税率は日米合意の内容に沿って修正された。具体的には、米国の基本関税率である MFN 税率が 15 %以上の日本製品には相互関税は賦課されず、MFN 税率が 15 %未満である場合には MFN 税率と相互関税率の合計が 15 %となるよう関税が賦課されることとし、これらを同年 8 月 7 日まで遡って適用することとなった²²。

相互関税は原則として全品目に賦課されるが、IEEPA の権限外とされる製品（郵便・電信などの個人的通信、寄付、情報及び情報資料（伝送媒体を問わず、出版物、フィルム、CD-ROM などにより提供されるものを含む））に加え、①既に通商拡大法 232 条措置の対象となっている鉄鋼・アルミニウムとそれらの派生品、自動車及び自動車部品、②銅、医薬品、半導体（スマートフォン、パソコン、半導体製造装置等を含む²³）、木材製品、特定の重要鉱物、エネルギー製品など指定され

¹⁸ Ending Certain Tariff Actions, Executive Order 14389, 91 FR 9437（2026 年 2 月 20 日）

¹⁹ Cargo Systems Messaging Service #67834313 - Ending Collection of International Emergency Economic Powers Act Duties (2026 年 2 月 22 日)

²⁰ このいわゆる「相互関税」における日本に対する関税率は、EU（20 %）、イスラエル（17 %）、英国（10 %）、オーストラリア（10 %）などよりも高く設定されたが、これらの国別の相互関税率は、米国通商代表の発表によれば、次の計算式に基づき算出された値を 2 で割って設定された。 $\Delta\tau_i = \frac{\alpha_i - m_i}{\varepsilon + \varphi + m_i}$ 。この計算式によれば、国別の相互関税率（ $\Delta\tau_i$ ）は、貿易赤字額（ $\alpha_i - m_i$ ：輸出額－輸入額）を ε （輸入の価格弾力性）、 φ （関税の転嫁率）及び当該国からの輸入額（ m_i ）を掛け合わせたもので除して計算されることとなるが、米国通商代表はこのうち分母の ε 及び φ について、全ての国からの輸入に共通してそれぞれ 4、0.25 と定めており、これらに乗ずると 1 になる。すなわち、実際には、ある国に対する相互関税率は、その国に対する貿易赤字をその国からの輸入額で除して計算されている。詳細は米国通商代表ウェブサイト参照（<https://ustr.gov/issue-areas/reciprocal-tariff-calculations>）（2026 年 2 月 13 日最終閲覧）。

²¹ <https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/114812854233087572>（2026 年 3 月 26 日最終閲覧）

²² Implementing the United States-Japan Agreement, Executive Order 14345, 90 FR 43535（2025 年 9 月 4 日）

²³ Presidential Memoranda, Clarification of Exceptions Under Executive Order 14257 of April 2, 2025, as Amended（2025 年 4 月 11 日）、<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/clarification-of-exceptions-under-executive-order-14257-of-april-2-2025-as-amended/>

た特定産品、③ MFN 税率が適用されない国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）からの輸入品、④将来 232 条措置の対象に追加される産品については、適用対象から除外されている。ただし、通商拡大法 232 条措置の対象となっている鉄鋼・アルミニウム製品及びそれらの派生製品、並びに銅の派生製品について、232 条措置の対象である物品のうち追加関税の適用を受けないとされた非鉄鋼・非アルミニウム・非銅コンテンツ部分に対しては、相互関税措置が適用された²⁴。2025 年 9 月 8 日以降は、上記②の適用除外産品が一部修正され、地金製品、通商拡大法第 232 条調査の対象となっている特定重要鉱物及び医薬品等が新たに適用除外となった一方、特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品等が相互関税の適用対象に追加された²⁵。さらに、2025 年 11 月 13 日以降は、コーヒー、茶、熱帯果物、果物ジュース、ココア、スパイス、バナナ、トマト、オレンジ、牛肉、肥料等の 248 品目の農産品等が上記②の適用除外産品として追加された²⁶。これらに加え、各国との間で実施された関税交渉・合意の中で、個別に特定国・地域産の特定の産品が相互関税の対象外とされた例があり、例えば、米英合意に基づき英国産航空機部品は相互関税の適用除外とされている（2025 年 6 月 30 日施行）ほか、日本との関係でも、日米合意に基づき、WTO 民間航空機協定の対象となる日本産品（無人航空機を除く）に対しては相互関税や通商拡大法第 232 条に基づく関税措置が適用されない（同年 9 月 16 日施行）ほか、天然資源、一般医薬品及びその原料・前駆体等米国内で十分な調査が不可能な物品について、商務長官は国家安全保障上の懸念や日米合意の履行状況等を考慮したうえで、相互関税率を 0 とすることを事後的に決定できるとされた²⁷。

また、相互関税は、対象産品の価値の 20 %以上が米国産材料である場合、当該産品の非米国産材料の価額に対してのみ賦課される。カナダ及びメキシコからの輸入品については、USMCA に基づく特惠税率の適用を受ける輸入品については追加関税を適用しないこととされ、加えて、USMCA 上の原産地規則を満たさない輸入品についても、前述の不法移民及び違法薬物の流入を理由とする IEEPA に基づく関税措置（カナダ及びメキシコ産品に対して各 25 %の追加関税を賦課）が有効である限り相互関税は適用せず、終了した場合に限り 12 %の国別追加関税を賦課するという例外的な取扱いとされた。相互関税を導入した大統領令においては、貿易相手国が貿易の不均衡を是正する有意な手続を取った場合、関税率を低減させる可能性があるとして規定されている。他方で、相互関税に関して米国に対する報復措置をとった場合、相互関税措置の実効性を確保するため、関税引き上げをさらに強化・拡大する可能性がある旨も明記されている。

こうした米国の措置に対して、中国は WTO において協議要請を実施（DS638）した。加えて、中国（国別の相互関税率は当初 34 %）は、米国の追加関税に対する報復として、全米国産品に対する 34 %の追加関税の賦課を表明したが、これに対し米国は相互関税率を 84 %に引き上げると表明した（2025 年 4 月 9 日施行）。これにさらに中国も対抗して報復関税を 84 %に引き上げると発表（同月 10 日施行）すると、米国は再度、相互関税率を 125 %へと引き上げた（同月 10 日施行）。同年 5 月 12 日、米中両国はジュネーブで開催された米中協議の結果、相互に相手方に対する貿易措置を緩和することを合意したとして共同宣言を发出。これを踏まえ、同日付で大統領令が公表され、中国に対する国別の相互関税率が 34 %まで引き下げられるとともに、90 日間は中国産品に対して適用される相互関税率を 10 %とすることとされた。同年 8 月 12 日及び 11 月 1 日にも米中両国は貿易措置に関する合意に至り、これに基づき、中国産品に対して 10 %のみ相互関税率を適用する措置は 2026 年 11 月 9 日まで延長されることが意図されていた。

その後、2026 年 2 月 20 日の米国連邦最高裁判所判決により IEEPA に基づき発動された全ての関税措置は違法であると判断されたことを踏まえ、同日付の大統領令により、本関税措置は完全に廃止されることとなり、同月 24 日から関税徴収が停止された。

③ブラジルの政策、慣行及び行為を理由とする関税措置

米国は、2025 年 7 月 30 日付け大統領令により、ブラジル政府の最近の政策、慣行及び行為、具体的には、米国オンライン・プラットフォームに対して合衆国憲法修正第 1 条により保護されるべき米国民のアカウント又はコンテンツを検閲し、そのような検閲に繋がりを有する形で投稿監視実務やアルゴリズムを変更し、また米国所在の政権批判者を標的にしてユーザー

²⁴ 通商拡大法 232 条措置の対象となる鉄鋼・アルミニウム製品及びそれらの派生製品に関しては、相互関税措置の導入当初はこのような適用関係が明確ではなかったが、その後、2025 年 6 月 3 日付けの大統領布告で明らかになった。Adjusting Imports of Aluminum and Steel Into the United States, Proclamation 10947, 90 FR 24199 (2025 年 6 月 3 日)。銅の派生製品については、それらに対する通商拡大法 232 条措置を導入する大統領布告において、同措置の対象産品の非銅コンテンツには同措置が適用されず、代わりに相互関税措置が適用されることが明記された。Adjusting Imports of Copper Into the United States, Proclamation 10962, 90 FR 37727 (2025 年 7 月 30 日)

²⁵ Modifying the Scope of Reciprocal Tariffs and Establishing Procedures for Implementing Trade and Security Agreements, Executive Order 14346, 90 FR 43737 (2025 年 9 月 5 日)

²⁶ Modifying the Scope of Reciprocal Tariffs With Respect to Certain Agricultural Products, Executive Order 14360, 90 FR 54091 (2025 年 11 月 14 日)

²⁷ Implementing Certain Tariff-Related Elements of the United States-Japan Agreement, Executive Order 14345, 90 FR 43535 (2025 年 9 月 4 日)、Implementing Certain Tariff-Related Elements of the United States-Japan Agreement, 90 FR 44638 (2025 年 9 月 16 日)

データを提供しようとするブラジル政府当局者が命令したこと、ブラジル政府職員がボルソナロ前大統領を政治迫害し、ブラジル最高裁判所が同氏に対する根拠のない刑事訴追を認めたこと、それにより 2026 年に予定されるブラジル大統領選挙を自由かつ公平に実施する能力を損ない、法の支配を崩壊させ、人権侵害を引き起こしていることが、米国人の表現の自由を侵害し、米国及び米国企業に対して罰則をもって米国人を検閲することを強要することによって米国経済を阻害し、米国民及び企業を保護する米国の利益を損ない、ブラジルの政治・行政・経済機構の秩序ある発展を危機に陥れていることによって、米国の国家安全保障、外交及び経済に対する脅威となっていることを理由として、国家緊急事態を宣言。同大統領令において、IEEPA に基づき、232 条関税措置の対象となる物品及び特定の製品（IEEPA の権限外の輸入品（書簡、寄付等）に加え、シリコン金属、銑鉄、民間航空機及びその部品、冶金用アルミナ、錳鉱石、木材パルプ、貴金属、エネルギー製品、肥料等 690 品目）を除くブラジルからの全ての輸入品に対する 40 % の追加関税措置を発表し、同年 8 月 6 日から賦課を開始した。本追加関税はブラジルに対する相互関税（10 %）に上乗せして適用され、ブラジル政府の発表によれば、本追加関税の当初の対象製品は米国への輸出額の 35.9 % を占めていた²⁸。米国はその後、2025 年 11 月 20 日付けの大統領令において、ブラジル政府との間の交渉の進展等を理由として、同月 13 日以降に輸入される特定の農産品を本追加関税措置の対象から除外した。

米国の本追加関税措置、相互関税措置及び通商法第 301 条に基づくブラジルに対する調査について、ブラジル政府は WTO において協議要請を実施（DS640）した。

その後、2026 年 2 月 20 日の米国連邦最高裁判所判決により IEEPA に基づき発動された全ての関税措置は違法であると判断されたことを踏まえ、同日付の大統領令により、本関税措置は完全に廃止されることとなり、同月 24 日から関税徴収が停止された。

④ロシア産原油の輸入を理由とする関税措置

米国は、2025 年 8 月 6 日付け大統領令により、ウクライナに対するロシア政府の行動が米国の国家安全保障と外交政策に異常かつ特別な脅威を与え続けていることを理由とする既存の国家緊急事態宣言²⁹を根拠として参照しつつ、この国家緊急事態に対処するためにはロシア産の石油を直接又は間接に輸入しているインドの製品に対して追加関税を賦課することが必要かつ適切であるとして、IEEPA に基づき、特定の製品（IEEPA 権限外の輸入品（書簡、寄付等）、通商法第 232 条に基づく関税措置の対象製品等）を除くインドからの全ての輸入品に対する 25 % の追加関税措置を発表し、同年 9 月 17 日から賦課を開始した。本追加関税はインドに対する相互関税（25 %）に上乗せして適用されたが、2026 年 2 月 6 日付け大統領令において、インドがロシア産石油の直接・間接の輸入を停止することを確約し、米国エネルギー製品の購入を表明し、今後 10 年間米国との防衛協力を拡大する枠組みに合意したことを理由に、本追加関税措置は撤廃され、同月 7 日以降、インド製品には本追加関税が賦課されないこととなった。

その後、2026 年 2 月 20 日の米国連邦最高裁判所判決により IEEPA に基づき発動された全ての関税措置は違法であると判断されたことを踏まえ、同日付の大統領令により、本関税措置は完全に廃止された。

⑤イラン産物品・サービスの輸入を理由とする関税措置

米国は、2026 年 2 月 6 日付け大統領令により、イラン政府の行為及び政策が米国の国家安全保障、外交政策及び経済に異常かつ特別な脅威を与え続けていることを理由とする既存の国家緊急事態宣言³⁰を根拠として参照しつつ、この国家緊急事態に対処するためにはイラン産の物品・サービスを直接又は間接に輸入している国の製品に対して追加関税を賦課することが必要かつ適切であるとして、IEEPA に基づき、商務長官に対して、国務長官等と協議のうえ、イラン産物品・サービスを直接又は間接に購入し、輸入し又は取得している国があるかの調査を命じると共に、そのような国に対して適切な追加関税措置の水準及び対象範囲を大統領令に対して提案するよう命じた。

その後、2026 年 2 月 20 日の米国連邦最高裁判所判決により IEEPA に基づき発動された全ての関税措置は違法であると判断されたことを踏まえ、同日付の大統領令により、本関税措置は完全に廃止された。

²⁸ <https://www.gov.br/mdic/pt-br/assuntos/noticias/2025/julho/nota-do-mdic-sobre-a-ordem-executiva-dos-eua-direcionada-as-exportacoes-brasileiras>（2026 年 3 月 26 日最終閲覧）

²⁹ Prohibiting Certain Imports and New Investments With Respect to Continued Russian Federation Efforts To Undermine the Sovereignty and Territorial Integrity of Ukraine, Executive Order 14066, 87 FR 13625（2022 年 3 月 8 日）

³⁰ Prohibiting Certain Transactions With Respect to the Development of Iranian Petroleum Resources, Executive Order 12957, 60 FR 14615（1995 年 3 月 15 日）等

これらを含む IEEPA に基づく関税措置は多数発動されたが、2026 年 2 月 20 日、米国連邦最高裁判所は、IEEPA が付与する大統領権限には関税賦課権限は一切含まれず、したがって IEEPA に基づき関税措置を導入することはできないという判決を下した³¹。これを踏まえ、同日付の大統領令³²により、本関税措置を含む IEEPA に基づき発動された全ての関税措置が完全に廃止され、同月 24 日から徴収が停止された³³。その後、米国連邦国際通商裁判所（CIT）は、これらの廃止された関税について、徴収済みの全額を納税者に還付するよう米国政府に命じており³⁴、現在、米国政府において還付に向けた制度設計等の準備が進められている。

なお、関税に関連する措置ではあるが、800 米ドル以下の少額貨物に対する関税を免除する「デミニミス・ルール」を IEEPA に基づき廃止する大統領令については、上記米国連邦最高裁判所判決を踏まえてもなお、米国政府は引き続き有効であると主張しており、廃止対象とされず維持されることとなった。

(5) 1974 年通商法 122 条

<措置の概要>

1974 年通商法 122 条³⁵は、重大な国際支払に関する問題により、大規模かつ深刻な米国の国際収支（balance-of-payment）赤字に対応するため、国際為替市場における急迫かつ著しいドル安を防止するため、又は国際収支不均衡の是正について他国と協力するためのいずれかの目的で特別な輸入制限を実施する必要がある場合、15 %以下の関税賦課、輸入割当又はその両方を、大統領布告により 150 日以内に限り実施する権限を大統領に付与している。ただし、輸入割当は、米国が締結済みの国際通商・通貨協定が国際収支均衡のための措置として輸入割当を許容する場合であって、関税賦課により国際収支の不均衡に実効的対処ができないときに限り、その限度で実施できる。反対に、大規模かつ深刻な米国の国際貿易（balance-of-trade）黒字に対応するため又は国際為替市場における急迫かつ著しいドル高を防止するために特別な輸入促進措置を実施する必要がある場合には、5 %以下の既存関税引下げ又は輸入制限の緩和を、大統領布告により 150 日以内に限り実施する権限を大統領に付与している。いずれの輸入制限・輸入促進措置も、150 日を超えて実施するためには、議会が期間延長のための法律を可決・成立させる必要がある。

本条にいう「大規模かつ深刻な国際収支赤字」の意義について、そもそも「国際収支」とは貿易収支だけでなくある国の居住者と非居住者の間で行われる取引全てを包括する概念である³⁶という理解を前提に、「大規模かつ深刻な国際収支赤字」とは政府が対外債務を返済し外国為替相場を安定させるために十分な外貨準備を持たないという状況のみを指すため、変動相場制を採用する現在の国際為替制度においては国際収支赤字が大きいだけでは本要件を満たさず、まして貿易赤字/黒字の規模が大きいだけでは本要件を満たさないという指摘があり³⁷、このような主張に依拠して 1974 年通商法 122 条に基づく関税措置の違法・無効を訴える訴訟が米国国内で提起されている。他方で、「国際収支」に包含されるあらゆる勘定項目の赤字が、それ自体で「大規模かつ深刻な国際収支赤字」に該当する可能性が排除されているわけではないという主張も見られる³⁸。

対象国について、1974 年通商法 122 条に基づく輸入制限措置は、原則として最恵国待遇原則に則り実施（米国の MFN 関税率が適用される正常貿易関係国に対して無差別に適用）する必要があり、輸入割当を導入する場合には、輸入割当がなかった場合に各国が獲得したであろう輸入シェアにできるだけ近くなるよう輸入数量を割り当てるのが義務付けられている。ただし、大統領が大規模又は恒常的な対米貿易黒字を抱える国だけを措置の対象とすることが目的に適合と判断する場

³¹ Learning Resources, Inc., et al. v. Trump.

³² Ending Certain Tariff Actions, Executive Order 14389, 91 FR 9437（2026 年 2 月 20 日）

³³ Cargo Systems Messaging Service #67834313 - Ending Collection of International Emergency Economic Powers Act Duties (2026 年 2 月 22 日)

³⁴ Atmos Filtration, Inc., v. United States.

³⁵ 19 U.S.C. § 2132.

³⁶ International Monetary Fund, Balance of Payments and International Investment Position Manual 7 (6th ed. 2013). 参照：日本銀行ウェブサイト (<https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/glossary/economy/e08.htm>)（2026 年 3 月 26 日最終閲覧）。

³⁷ 例として、Simon Lester, Guest Post: Are President Trump's New Section 122 Tariffs Legal?, International Economic Law and Policy Blog (2026 年 2 月 24 日), <https://elp.worldtradelaw.net/2026/02/guest-post-are-president-trumps-new-section-122-tariffs-legal/>（2026 年 3 月 26 日最終閲覧）、川瀬剛志「トランプ関税米国最高裁判決とトランプ関税の今後」（RIETI Special Report, 2026 年 2 月 27 日掲載）https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/250.html（2026 年 3 月 26 日最終閲覧）、Stanford Law's Alan Sykes on the Supreme Court's Tariff Ruling and What's Next for Trump's Trade Agenda, SLS Blogs (2026 年 3 月 6 日), <https://law.stanford.edu/2026/03/06/stanford-laws-alan-sykes-on-the-supreme-courts-tariff-ruling-and-whats-next-for-trumps-trade-agenda/>（2026 年 3 月 26 日最終閲覧）、Congressional Research Service, *Congressional and Presidential Authority to Impose Import Tariffs*, R48435 (2026 年 3 月 19 日最終改訂) 22-23 頁。

³⁸ 例として、Congressional Research Service, *Congressional and Presidential Authority to Impose Import Tariffs*, R48435 (2026 年 3 月 19 日最終改訂) 21 頁、及び同文庫編者注 233 が引用する諸文献。

合、大統領はその他の国を措置の対象から除外することができる。

対象物品についても、1974年通商法122条に基づく輸入制限措置は、原則として全品目に広範かつ齊一に適用するものとされ、米国経済が必要とする特定の物品（合理的な価格では米国内で入手不可能な物品、不可欠な輸入原材料、深刻な供給途絶のおそれのある輸入品等）や、本条の目的達成に不必要又は効果的ではない物品（既存の輸入制限の対象物品、通過運送中の物品、拘束力ある契約に基づき取引される物品等）に限り、措置からの除外が許容される。輸入制限措置や適用除外の対象品目に係る判断を、輸入による競争圧力から特定の国内産業を保護する目的で行うことは禁止されている。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、1974年通商法122条は、米国大統領に一定の状況における関税、輸入割当又は輸入促進措置の制定・実施を授權しているが、これらの措置により譲許表上の約束を超えて関税を引き上げる場合には関税譲許（GATT2条）の違反となりうるほか、輸入割当を導入する場合には数量制限禁止（GATT11条）、数量制限措置の無差別適用義務（GATT13条）などのWTO協定上の各種義務に抵触しうる。

これらの義務に違反する場合であっても、GATT12条の規定に従って実施される国際収支の擁護のための物品輸入量又は輸入額の制限は、正当化される³⁹。具体的には、輸入制限は、（i）貨幣準備の著しい減少の急迫した脅威の予防又はそのような減少の阻止のため、又は（ii）きわめて低い貨幣準備を有する締約国の場合には、その貨幣準備の合理的な率による増加のためという目的に必要な限度を超えて実施されてはならず、状態が改善されるにしたがってその制限を漸次緩和しなければならない。さらに、他の加盟国の貿易に対する不必要な損害を与えず、正常な交易を阻害し得る最低限の数量の輸入を不当に妨げてはならず、また、知的財産権に関する手続等の遵守を妨げてはならない。この点に関しては、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解も「貿易の流れを乱す影響が最も少ない措置を優先」する義務の存在を確認しており、特に、「数量制限を課す場合には、価格を基礎とする措置が国際収支の状況に対処するために妥当な手段ではない理由」を示す必要があるとする。輸入制限にあたり特に重要な産品⁴⁰の輸入に優先権を与える形で産品ごと又は産品の種類ごとに輸入制限の範囲を定めることは許されるが、他方で、国際収支擁護を理由に、同一の産品に対して2以上の輸入制限措置を講じることが許されない。また、貨幣準備、国際収支又は国際収支に関する問題をWTOが審査・処理する場合、GATT15条に従ってIMFと協議する必要がある、その際、外国為替、貨幣準備及び国際収支についてIMFが提示する統計その他の事実認定を、WTO側では全て事実として受け入れなければならない。特に、GATT12条の適用要件に関連して、「貨幣準備の著しい減少、貨幣準備のきわめて低い水準又は貨幣準備の合理的な率による増加が何によるものであるか」及び「協議対象事項の金融的な面」に関するIMFの決定を、WTO側では受諾しなければならない。手続面でも、GATT12条に基づく措置のWTOへの通報と、国際収支上の目的のための制限に関する委員会における事後協議、さらに同委員会における年次審査などを遵守・履行することが要求される。

1974年通商法122条に基づく措置が、「貨幣準備の著しい減少」などの状況に至らない国際収支の赤字を理由に発動される場合、特にIMFが「貨幣準備の著しい減少」などのGATT12条の要件を満たさないと判断しているにもかかわらず発動される場合には、GATT12条による正当化が困難となるおそれがある。

<最近の動き>

米国は2026年2月20日、米国の貿易・サービス収支、第一次所得収支及び第二次所得収支の大規模かつ深刻な赤字、直接投資の赤字額の急増などの重大な国際支払に関する問題によって米国の国家安全保障及び経済安全保障上の利益を含む国益が害されており、従関税による特別な輸入規制を導入する必要があるとし、1974年通商法122条に基づき、原則として全ての輸入品に対して10%の追加関税を同年2月24日から150日間、7月23日まで賦課することを布告し⁴¹、実際に2月24日から施行した⁴²。同条の制定後50年以上が経過した中であって、これが同条に基づく大統領権限が発動さ

³⁹ GATT12条1項の文言上はGATT11条にしか言及がないが、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解の2項において、GATT12条に基づきGATT2条に整合しない措置をとることが正当化されることが確認されている。また、GATT14条1項より、GATT12条に準拠する措置はGATT13条の義務からの免除が認められる。なお、開発途上国は、GATT18条Bに基づき、より緩和された要件で国際収支擁護のための貿易制限措置を発動することが許容される。

⁴⁰ 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解4項は、「重要な産品」とは、「基本的な消費に必要な産品又は加盟国の国際収支の状況を改善する努力に資する産品（例えば、生産のために必要な資本財又は投入物）をいう」とする。

⁴¹ Imposing a Temporary Import Surcharge to Address Fundamental International Payments Problems, Proclamation 11012, 91 FR9339（2026年2月20日）。

⁴² Cargo Systems Messaging Service #67844987 – Imposing Temporary Section 122 Duties（2026年2月23日）

れ措置が導入された初の事例となった⁴³。追加関税は原則として全ての物品に対して賦課されるが、適用除外品目として、①上記大統領布告の附属書 II に記載されている重要鉱物、希少金属、エネルギー産品、天然資源、農業用肥料、一部の農産品、医薬品及び医薬品原料、半導体、半導体製造装置、電子機器等 1655 品目、②通商拡大法 232 条に基づく追加関税措置の対象になっている物品（ただし物品の価額の一部にのみ同条に基づく追加関税措置が適用されている場合、その適用を受けていない部分については1974 年通商法 122 条に基づく関税措置が適用される）、③民間航空機部品・部材、④ USMCA の原産地規則を満たすカナダ・メキシコ産品、⑤ CAFTA-DR 締約国産の布地・衣料品、⑥宗教関連資料、寄付、情報資料（出版物、フィルム、ポスター、レコード、写真、CD-ROM、芸術作品、ニュース等を含む）などが規定された。

米国は、上記の関税措置は GATT 12 条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に基づく措置であるとして、同了解 9 項に基づき、本措置を WTO 一般理事会及び国際収支上の目的のための制限に関する委員会へと通報した⁴⁴。

なお、上記を含め、米国の現政権が昨年来導入した多数の新たな追加関税措置は、当初、明示的な適用除外を設ける相互関税等を除き、全て累積的に適用されるとされていた。しかし、2025 年 4 月 29 日付け大統領令において、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、累積を停止し適用関係を整理するルールが規定された⁴⁵。当初は、優先するものから順に①自動車・自動車部品に対する 232 条関税、②不法移民・違法薬物を理由とするカナダ産品及びメキシコ産品に対する IEEPA に基づく追加関税、③鉄鋼・アルミに対する 232 条関税、となり、①が適用される物品に②③は適用されず、その他の物品のうち②が適用されるものには③が適用されないが、③の内部、すなわち鉄鋼及びアルミに対する 232 条関税は累積的に適用されるとされた。しかし、同年 6 月 3 日付けの大統領布告により、②と③の優先順位が入れ替えられ、鉄鋼・アルミに対する 232 条関税が適用される場合、カナダ産品及びメキシコ産品に対する IEEPA に基づく追加関税は適用しないこととされた⁴⁶。

その後、このルールは新たな 232 条関税措置や 122 条関税措置の導入にかかる大統領布告、新たな IEEPA に基づく追加関税措置の導入にかかる大統領令等において都度改正が加わる形となり、現在の優先関係は、優先するものから順に、①半導体に対する 232 条関税、②自動車・自動車部品に対する 232 条関税及び中・大型トラック等に対する 232 条関税、③木材・木材製品に対する 232 条関税、銅半製品に対する 232 条関税、鉄鋼に対する 232 条関税及びアルミに対する 232 条関税、④ 122 条関税、となり、①が適用される物品（又はその一部のコンテンツ）に②③④は適用されず、その他の物品（又はその一部のコンテンツ）のうち②が適用されるものには③④は適用されず、③が適用される物品（又はその一部のコンテンツ）には④は適用されない⁴⁷。③の内部、すなわち木材・木材製品、銅半製品、鉄鋼及びアルミに対する各 232 条関税措置は累積的に適用され得る。米国の追加関税措置のうちその他のもの（通商法第 301 条に基づく追加関税措置等）は、他の全ての関税措置と累積的に適用され得る。

このルールとは別に、鉄鋼、アルミニウム、銅の派生品に対する 232 条関税措置は、それら派生品のうちの鉄、アルミニウム又は銅「コンテンツ」部分にしき適用されず、それら派生品のうち 232 条関税が適用されないその他の部分（非鉄・アルミ・銅コンテンツ）には 122 条関税（最高裁判所による無効判決以前は IEEPA に基づく各種関税）が適用されていることは、上記個別の関税措置の箇所に記載したとおりである。

⁴³ Congressional Research Service, *Congressional and Presidential Authority to Impose Import Tariffs*, R48435 (2026 年 3 月 19 日最終更新) 20頁。

⁴⁴ WDG/C-282, WT/BOP/N/85.

⁴⁵ Addressing Certain Tariffs on Imported Articles, Executive Order 14289, 90 FR 18907 (2025 年 4 月 29 日)

⁴⁶ Adjusting Imports of Aluminum and Steel Into the United States, Proclamation 10947, 90 FR 24199 (2025 年 6 月 3 日)

⁴⁷ なお、米国税関・国境取締局ウェブサイトにもスタッキング・ルールの解説資料が掲載されているが、2026 年 1 月 28 日時点で更新が止まっており、最新の情報ではない点に留意する必要がある。https://www.cbp.gov/document/fact-sheets/unstacking-certain-tariffs-chart (2026 年 3 月 25 日最終閲覧)

